

江戸幕府鉄砲玉薬方の組織と同心

——『玉薬奉行勤方』の紹介をかねて——

菊地智博

はじめに

近世において身分階層としての「武士」の大半を占めたのは、下級武士と総称される小禄の人々であった。特に、幕府において旗本約五〇〇〇人に対し約一万七〇〇〇人が存在したとされる御家人は、身分的な流動性や幕府機構内で果たした役割を鑑みても、重要な研究対象といえる。

下級武士はかつて維新変革の主体として着目され研究が進んだが、一九九〇年代以降、その存在形態に関する理解が深められた。幕府に關しては、まず御家人の「家」に着目して御家人株の売買が都市社会との関わりから検討され、その身分の流動性が明らかにされた。さらに、戦前以来の職務制度研究を基礎として、具体的な役職に着目することで職務内容や任免などから動態が明らかにされている。特に後者の御家人の動態に関する知見を深めるためには、御家人の家格に基づ

いて就任可能な役職が制限されていた以上、具体的な役職・組織に即してその実像を検討することが必要不可欠である。家格制限が厳格であり、跡目相続により世襲されることが多かった譜代席⁽⁶⁾についてはなおさらであろう。

本稿においては、幕府の鉄砲玉薬方に着目する。鉄砲玉薬方は鉄砲玉薬奉行のもと、幕府直属軍事力の用いる銃砲や火薬等の整備・供給を担った役職である。いわゆる「兵站」を担う役職として、家康に遡る足軽としての由緒を持つことから、鉄砲玉薬組同心は譜代席であった。近世初期の鉄砲玉薬組のあり方については、下級幕臣の土地所有を検討するなかで牧原成征氏が触れている⁽⁷⁾。

また、鉄砲玉薬方の大きな特質として、特殊技能を保有していたことが挙げられる。軍事力を支える役職として將軍家の秘伝たる火薬の調査技術を維持・継承することは不可欠であり、構成員が入れ替わる中においてどう人材を確保したか、が一つの焦点となろう。また筆者は幕末期の鉄砲玉薬方における外来技術の受容と組織変化を別に検討

する予定であり、本稿はその前提ともなる。

鉄砲玉薬方については、これまで断片的な史料から検討されるのみにとどまっていた。本稿では、鉄砲玉薬方の組頭であった服部平左衛門が記録したと考えられる神宮文庫所蔵『玉葉奉行勤方』⁽⁸⁾を紹介しつつ、まず鉄砲玉薬方の「兵站」役職としての性格がいかに形成されたかを確認する。次いで、鉄砲玉薬方の機構について基礎的な部分を明らかとする。さらに、技術の継承において重要となる人材確保を考察するため、同記録から鉄砲玉薬組内部の同心のあり方について検討を行う。

『玉葉奉行勤方』について

今回主に取り上げる神宮文庫所蔵『玉葉奉行勤方』は表紙・裏表紙を除いて全八八丁の小横帳である。表紙裏には「他見無用 秘書」⁽⁹⁾、「…」服部常房」とあり、服部常房という人物によって記されたことがわかる。後に述べる通り、近世初期から鉄砲玉薬組同心を世襲した服部家の人物である。

伝来については、一丁目表には右下から順に「太平」印（裏表紙にもあり）・「古事類苑編纂事務所」印・「神宮文庫」印が捺されている。「太平」印は明治期の著述家内藤燦聚の蔵書印であり、服部家の手を離れたのち内藤の手に渡り、『古事類苑』の編纂に利用された後（「官位部」に引用されている）、編纂を最終的に継承した神宮司庁⁽¹⁰⁾の所蔵となったと考えられる。

内容は【表一】に示す通りである。鉄砲玉薬方の職務に必要な情報を記入したもので、管理する焰硝蔵等の一覧やその由来、火薬原料である硝石・硫黄・木炭の調合割合などに関する記事が確認できる。こ

【図1】『玉葉奉行勤方』表紙裏～1丁表



うした点を踏まえれば「奉行勤方」というよりは「同心勤方」のほうが実態に近い。なお配列はかなり雑然としており、私的な覚書として作成されたことを想像させる。

本史料の大部分を占めるのは鉄砲玉薬組同心を中心とした任免に関わる記録である。同心の任免時期および高や前職が、概ね時系列順に書き上げられた部分が大半を占め、その他家督継承に関わる手続きの先例などが交じる。同じフォーマットの記録が複数箇所に分散して収録されていること、また後筆と思われる小書の注記が全編に渡ってみられることから、本史料は時を追って順次加筆されてゆく性格の記録であったことが窺える。

本史料が記された年代は宝暦年間後半以降と考えられ、任免記録の切れ目から、文化十四年頃・文政九年頃など何度かの契機にまつた加筆が行われたようである。

【表1】「玉葉奉行動方」目録

(1/2)

No.	始	終	見出し・書き出し（内容【年代】）
1	表紙		玉葉奉行動方
2	表2		「他見無用 秘書 附添領高并地面之訳記有之 服部常房」
3	1オ	2オ	御預所之御蔵御多門間数覚（鉄砲玉葉方管轄の蔵・多門等書上）
4	2ウ	3オ	和泉御蔵始り之事（和泉新田焔硝蔵の由来）
5	3オ	3ウ	前之御直段付（桐箱・3品の直段書上）
6	3ウ	4オ	玉葉渡方段々替り覚（玉葉・鉛の現物渡・代銀渡の変遷）
7	4オ	4オ	御蔵地所々替候覚（飛田給・駒場・千駄ヶ谷・和泉新田御蔵の変遷）
8	4オ	5ウ	千駄ヶ谷御蔵覚（千駄ヶ谷御蔵の変遷、定番設置の経緯）
9	5ウ	6オ	坪数覚（千駄ヶ谷両御蔵の坪数など）
10	6ウ	7ウ	誓詞前書（玉葉組誓詞雛形）
11	8オ	8ウ	（服部平左衛門任免、嫡子につき）
12	8ウ	15オ	御入人覚（玉葉組同心任免書上【寛延3年～文化12年】）
13	16オ	27オ	（玉葉組同心・玉葉奉行・留守居 任免書上【文化2年～文政12年】）
14	28オ	30オ	御代々調合被仰付覚（家康御代～宝暦年間の調合貫目等書上+文政9後筆）
15	31オ	37ウ	代々玉葉奉行覚（鉄砲玉葉奉行任免書上【家康御代～文政9年】）
16	37ウ	39オ	（玉葉組頭・玉葉奉行任免書上【文政11～天保3年】）
17	40オ	46ウ	（玉葉組同心任免書上【文化15年～天保2年】）
			（1丁白紙）
18	48オ	49オ	（玉葉組同心任免書上【文化4年～文化5年】）
19	49オ	49オ	（慶安三庚寅年紅毛人献上の大砲につき）
20	49ウ	49ウ	（譜代の者抱場へ転役につき）
21	50オ	50オ	（硫黄直段【享保・宝暦】、竹橋鉄砲蔵番所につき）
22	50オ	51オ	組頭役被仰付并跡目被仰付前例（跡目申渡に関する前例につき【明暦・宝暦・元禄】）
23	51ウ	53オ	今調合（三品の調合割合とその計算法）
24	53ウ	54ウ	御秘事御分鈍（現在および明和以前の調合割合とその計算）
25	54ウ	56オ	先規地方無之地方拝領之訳（入人時に拝領地がなかった前例【貞享・寛永】）
26	56オ	56オ	（甲府への調合薬差立および文化5年停止につき）
27	56ウ	57オ	享保十七子年十月麻斗目御尋之節書上候控、御目付大岡右近懸り（駿斗目・白帷子着用の由緒につき）
28	57ウ	58ウ	覚（目無し分鈍および鑓2筋御預の由緒につき【寛延3年】）
29	58ウ	59ウ	出火之事（享保14年出火につき火防出精御褒美につき）
30	59ウ	60オ	町名主替之事（四谷御筆筒町名主替につき町年寄へ差出書類写【天明5年】）
31	60オ	60ウ	花火御触（享和二年花火禁令写）
32	60ウ	60ウ	「一、本郷村調合野扶持宝暦元未年十二月願濟」（※この一文のみ）
33	61オ	63ウ	（蝦夷地・大坂・房州等御用のため調合薬・硫黄など調達記録【文化・宝暦・享保・文政】）
34	64オ	65オ	離縁届振合（離縁届雛形・玉葉組田中権兵衛弟離縁につき【文化6】）
35	65ウ	67オ	（玉葉組同心任免書上【文化14年～天保2年】）
			（1丁半白紙）
36	69オ	69オ	（田沢久右衛門跡式につき）
37	69オ	70ウ	（金銀通用につき【文化15～天保2年】）
38	71オ	71オ	拝領町屋鋪之訳（服部家拝領町屋敷来歴につき【天正19拝領】）
39	71ウ	71ウ	先規御入人六人之者訳（田沢久左衛門家来など6人入人につき）
40	71ウ	72ウ	（地方知行・手作場由緒につき）
41	72ウ	73オ	（森三郎右衛門扶持等実子惣領へ被下につき）

No.	始	終	見出し・書き出し (内容【年代】)
42	73オ	75ウ	(菱沼十蔵出精御褒美・嘉千代様・若君様出生につき尾張家・紀州家献上御筒製作【文政3・8年】)
43	76オ	76オ	召被捕候節御届振合 (不行跡につき久離御届雛形)
44	76ウ	76ウ	(諸組へ調合薬・鉛代御渡につき【文政9・10年】)
45	77オ	77ウ	(玉薬組跡式につき【文政12年】)
46	78オ	78オ	服部姓先祖代々拝領高俵ニ直シ心覚左ニ記置 (服部家拝領高書上)
47	78オ	78ウ	自分拝領地表裏地面借置候訳 (長屋新築につき裏地面借受【文化14年】※「不入」として抹消)
48	79オ	79オ	(四ッ谷御筆筒町拝領の訳など取調につき【文政10年】)
			(1丁半白紙)
49	81オ	82オ	自分拝領屋敷東隣り岩田友蔵拝領屋鋪上り地ニ相成候訳 (岩田友蔵自殺につき上地【文政6年】)
50	82ウ	82ウ	(太田鷹吉【文化8】・服部平左衛門【文政10】 拝領屋鋪類焼につき御番休)
51	83オ	83オ	(谷藤左衛門遠島につき拝領地上地【文政10年】)
52	84オ	84ウ	手前拝領町屋鋪西境之訳 (拝領町屋敷長屋再建につき西境借受一札【文政10年】)
53	85オ	86ウ	(玉薬組同心任免書上【文政10～天保2年】)
54	86ウ	87ウ	(三品調合法・目無秤および建試蓋物の使用法)
55	88オ	88ウ	大渡調合薬鉛代金銀算当り法覚左之通 (諸組へ渡す調合薬数量・鉛代金額算出法)
56	裏表紙		角印 (太平)

ただし、その更新は天保三年(一八三二)を最後に途絶えている。内容を確認すると天保二年に鉄砲玉薬組頭であった服部平左衛門が辞して小普請人している。本史料は同人の勤役中に記録され、引退の後に役割を終えたと推定できる。記録の一部を抹消し「不入」と付記した箇所があることから、本史料を元に新たな『勤方』が筆写作成されたものと思われる。

第一章 鉄砲玉薬組の成立と由緒

鉄砲玉薬奉行は、幕府が保有する火薬(玉薬)の製造・管理を行う役職とされる。近世後期の時点では、留守居支配で席次は焼火之間詰、役扶持二〇人扶持、定員は二名であった。また、御用鉄砲師である砥・松屋・大塚家などを支配したほか、千駄ヶ谷・和泉新田の二つの焔硝蔵(火薬庫)を管轄し、周辺村々に掃除人足役などを賦課していたことが知られている。¹³⁾

鉄砲玉薬奉行二名の下には鉄砲玉薬組二組が置かれ、あわせて組頭二名を含む同心三六名¹⁴⁾が所属した。同組へは御目見以下の御家人が任用されたが、一方で家康以来の由緒によって譜代席であった。すなわち、原則的には一代限りの任用である抱席と異なり、相続と家禄の支給が許されていた。

こうした鉄砲玉薬方のあり方は、どのように定まったのだろうか。

第一節 玉葉組の形成

(一) 大筆筒組の成立

宝永三年（一七〇六）に作成された大筆筒玉葉組の由緒書¹⁵によれば、のちに鉄砲玉葉組となる大筆筒組は、天正三年（一五七五）に三河で召し出され、榊原小兵衛（大筆筒奉行）へ預けられた二〇人に起源を持つ。由緒書中の「御奉公申上候覚」という記述によれば長篠・高天神の戦いなどに「御供」し、家康御入国・関ヶ原・大坂の陣にも従っている。

「御供」の内容は由緒書からは明らかではないが、家康の鉄砲筆筒を供奉したと考えられるほか、『玉葉奉行勤方』では家康・秀忠の代から火葉の調合を行っていたとしている（No.14「御代々調合被仰付覚」）。

由緒書によれば当初の二〇人のほかに、家康の伊賀越え（天正一〇年）の際にお目通りした伊賀者が天正一八年に榊原小兵衛組へ加えられた二〇人、天正一九年・寛永一六年に三河・遠江から召し出された計一四人を加え、近世初期における組同心は合計五四人であった。由緒書では「銘々本国之訳」として、提出当時と思われる組同心の名前を本国別に書き上げている（表二）。その合計は他役職へ転じたもの・処罰により跡がづれた者四名を含めて五四名であり、宝永年間まで譜代の役職としてほぼ世襲により組が維持されてきた様子がわかる。

寛永年間の時点で同心らは二組に分かれ二名の大筆筒奉行（菅沼三五郎・夏月左衛門）によって支配されていたようだ。ところが、寛

【表2】宝永3年（1706）頃の玉葉組同心

本国参州	勝市郎右衛門	谷順八郎	藤田右之丞	長谷川郷右衛門
	都筑十之丞	菅沼官右衛門	杉山望八郎	
	小林彦右衛門	田中仁左衛門	横山四郎左衛門	
	藤田長左衛門	柴山伊助	堤丈左衛門 元禄十二己卯年伊賀屋鋪定番江被仰付候	
	森三郎左衛門	青山儀左衛門	菅野甚左衛門	
	鈴木新助	手嶋又四郎	佐藤稲之進	
	野村新草	内山亀之丞	鈴木新四郎	
	元禄十一戊年御仕置被	仰付候、此者跡つふれ	組頭役 山口十郎右衛門	
本国伊賀	篠塚甚右衛門	安藤彦次郎	行岡半右衛門	岩田兵右衛門
	岩田平右衛門	只木次郎右衛門	服部権八郎	加用安平
	斎藤三郎兵衛	石井庄左衛門	露木伊八郎	池田清右衛門
	池田京助	高野六郎兵衛	高野甚五左衛門	鈴木加兵衛
	竹田伴右衛門	木原五左衛門	加谷茂兵衛	川村金左衛門
本国遠州	朝夷平八郎	小嶋又三郎	舟場金五郎	仁波戸金兵衛
	三井庄右衛門	朝夷源次郎 元禄十二己卯年二ノ丸火之番ニ被		仰付
	成田治左衛門	三浦庄太夫	朝夷源左衛門	加藤源四郎
	元禄十一戊年御追放被	仰付、此跡つふれ	組頭役 朝夷清藏	

永九年（一六三二）には新たに榊原兵左衛門・中根喜蔵・山本与九郎・美濃部八蔵によって支配される四組が召し抱えられ、それまで務めてきた「御供」の役がこの四組へと移されることとなった。

（二）鉄砲箆筒組との分離

通説的には、従来の二組が後の鉄砲玉葉方となり、新規召抱の四組は後の「鉄砲の維持・修復・管理を担当する職」⁽¹⁶⁾である鉄砲箆筒方につながる⁽¹⁷⁾とされる。『吏徴別録』（弘化二年編纂）⁽¹⁷⁾で鉄砲箆筒奉行は「万治三年（一六六〇）庚子十二月廿五日始置二六員」⁽¹⁸⁾とされ、寛永九年とは時間差が存在する。両職が分化する過程を改めて整理し、そこから鉄砲玉葉組の特徴を考えてみたい。

『玉葉奉行勤方』には、『柳営補任』（天保ノ安政期編纂）⁽¹⁹⁾には掲載されていない近世初期の人物も含む、榊原小兵衛以来の玉葉奉行の一覧が記録されている（No15「代々玉葉奉行覚」）。【表三】は『玉葉奉行勤方』および『柳営補任』から作成した鉄砲玉葉奉行の一覧である。ここに記された人物について『寛政重修諸家譜』を確認すると近世初期には「御箆筒奉行」と記される場合も多く、両者は後世には同一視あるいは混同されていたといえる。

同時代的な編纂物として『武鑑』から関係役職を抽出した【表四】⁽²⁰⁾。これを確認すると、明暦ノ寛文年間にかけて「御玉葉奉行」または「御鉄砲小道具衆」として【表三】の人物を含む五ノ六名の役職が見える【表四】A・B。四組を加えた後の大箆筒組であろう。

延宝年間頃になり、『武鑑』では「御鉄砲小道具衆」と同じ人々が、四名の「御先手箆筒奉行」と二名の「御留守居玉葉奉行」とに分けて記されるようになる【表四】C。『柳営補任』で鉄砲玉葉奉行とさ

れる人物は両ポストにまたがって記載されているが、「御先手箆筒奉行」の側に記載された人物は⁽²¹⁾いずれも「玉葉奉行勤方」では玉葉奉行とされていない【表三】【表四】でアミカケとした人物。これらは『柳営補任』編纂時の錯誤であろう。一方、「御留守居玉葉奉行」はいずれも『玉葉奉行勤方』に記載があり、この職が後の鉄砲玉葉奉行に繋がると考えられる。とにかくこの時期に「御先手箆筒奉行」＝箆筒組、「御留守居玉葉奉行」＝玉葉組として、両職が区分されたといえる。

しかしその後、貞享年間頃からは「御留守居玉葉奉行」のうち一名が「御先手箆筒奉行」に記載される例が見え、元禄年間に至ると、『武鑑』上で箆筒奉行は「大箆筒奉行」「小箆筒奉行」へ再編され、玉葉奉行は「大箆筒奉行」へ吸収されている【表四】C・D。

この再編の意図は不明である。ただ、玉葉組が再度箆筒組と一体となったわけではない。この時期に作成された由緒書は「大箆筒玉葉組」の名義で【表三】の玉葉奉行である武嶋七郎兵衛・田沢久左衛門それぞれの組の組頭二名のみの連名によって作成され、田沢・武嶋へと提出されている。つまり「大箆筒組」の中でもこの二組は「玉葉組」としてアイデンティティを保持し、独自の由緒を主張していたのである。

その後、正徳年間の『武鑑』で「大箆筒奉行」「小箆筒奉行」は「鉄砲玉葉奉行」「鉄砲箆筒奉行」「弓矢鎗奉行」へと再編されている【表四】E。これらの職は享保九年七月にそれまで不定であった定員を定められ、具足奉行・幕奉行とともに留守居支配となり幕末期までこの形で存続することになる。

【表3】鉄砲玉葉奉行一覧

(1/2)

出典	名	別名	高	前職	就任	退任	後職
玉	榊原小兵衛		4000石	権現様御小姓	元亀4	慶長16	病死
玉	朝夷市平		300石	鉄砲玉葉組頭	慶長16	慶長19	死
玉	奥山茂左衛門		250石	鉄砲玉葉組頭	慶長16	元和1	-
玉	門奈助左衛門		500石		元和1	寛永4	
玉	夏目長右衛門		750石		元和2	元和8	病死
玉	朝夷源六郎		1200石		元和8	寛永3	御普請奉行
玉	夏目左衛門		550石		寛永4	慶安1	病死
玉	菅沼三五郎		550石		寛永4	寛永10-10-26*	病死
玉	嶋次左衛門		500石	大御番与頭	寛永10	寛永13	
玉	中根喜藏		370石	御筆筒奉行	寛永13	承応3	
玉柳	榊原兵左衛門	善右衛門[柳]	300石	御筆筒奉行	慶安3	万治3-12-25	
玉	天野勘左衛門		450石	御書院番	承応3-12-15*	明暦3-1-11*	病死
玉柳	加藤伝兵衛		500石	大御番	万治4	寛文7-06-04	
玉柳	恒岡新左衛門		550石		万治4	延宝7	
柳	森川兵左衛門				寛文7-6-18*	延宝3-10-03*	死
柳	曲測助之丞				承応3-12-15*	寛文6-06-20	
柳	山本新五左衛門			新御番	寛文6-08-23	寛文7-05-16*	死
柳	伴権右衛門				寛文7-06-18	延宝5-10-19*	小普請
玉柳	小保吉左衛門	小俣[寛]	400石		寛文7-06-18	寛文8-3-17*	喧嘩討果／御先手[柳]
玉柳	勝部五兵衛	服部五兵衛[柳]	320石	大御番	寛文8-06-27	貞享2-2-16*	死
柳	本多四郎左衛門			大御番	延宝3-06-21	延宝4-09	死
柳	小林平助			大御番	延宝4-10-25	貞享1-09-18	死
玉柳	柘植三之丞		500石	大御番	貞享2-06-25	貞享4-6-14*	
柳	小笠原金兵衛			小十人組頭	貞享1-09-29	貞享5-04	死
玉柳	小笠原彦三郎		700石		貞享4-07-04	元禄11-08-03	御役被召放
玉柳	恒岡左太夫		550石	新御番	延宝7-09-08	元禄8-4-17*	死
玉柳	宇都野作左衛門	作右衛門[柳]	500石	御切手番与頭	元禄8-06-01	元禄11-08-03	御役被召放、閉門[柳]
玉柳	武嶋七郎兵衛		1000石	新御番[柳]	元禄11-08-03	宝永6-08-21	
玉柳	田沢久左衛門	七右衛門[寛]	750石	大御番	元禄11-08-03	享保9	病死
玉柳	相馬小治郎		1200石	新御番	宝永6-08-21	宝永7-02-26	御役被召上[柳]
玉柳	長井文左衛門	又左衛門[柳]	1500石	新御番	宝永7-03-15	正徳2-03	病死
玉柳	守能吉兵衛		500石	大御番	正徳2-04-25	享保20-11-17	病死
玉柳	河内久五郎		570石	大御番	享保9-10-19	享保12-01	病死
玉柳	石原頼母		550石	大御番	享保12-閏01-16	享保18	病死
玉柳	佐々半左衛門		100俵10人扶持 小十人役高300表 引高二而來ル	小十人組頭	享保18-04-10	延享1	病死
玉柳	服部八郎五郎		500石	新御番	享保20-12-19	元文5-07-27	御本丸御広鋪番之頭
玉柳	岡部惣六	宗六郎[柳]	385石	大御番	元文5-07-21	寛保2-10	病死
玉柳	遠山三太夫		350俵	大御番	寛保2-11-07	宝暦5-06-26	小普請入
玉柳	高林郷藏		500石	御腰物方	延享1-09-02	延享3-12-19	御役被召放小普請入
玉柳	渡辺源左衛門		200俵5人扶持 但現米80石	御弓鎗奉行	延享4-02-07	宝暦4-06-20	小普請入
玉柳	天野源兵衛		300石	大御番	宝暦5-07-16	宝暦12-08	病死
玉柳	飯室与兵衛		300石	新御番	宝暦4-08-03	宝暦6-08	病死
玉柳	鈴木九太夫		450石	弘方御納戸	宝暦6-09-09-24	明和3-12	病死

出典	名	別名	高	前職	就任	退任	後職
玉柳	酒井半三郎		150石	小十人組頭	宝暦12-09-07	宝暦13-07	病死
玉柳	佐々伝次郎		現 米60石 但200石高ニ而勤候由	大筒役兼帯	宝暦13-08-26	明和8-03-21	御勘定吟味
玉柳	小林長兵衛		200俵4人扶持	西丸御台所頭	明和4-01-12	明和5-08-30	病死
玉柳	神谷次郎兵衛	藤次郎[柳]	150石	御普請方	明和5-09-19	明和9-05	病死
玉柳	佐々新十郎		100俵10人扶持	御筆筒奉行	明和8-04-26	安永4-03-08	
玉柳	嶋隼人		200俵3人扶持	御代官	明和9-07-02	安永10-03-08	西丸切手御門番之頭[柳]
玉柳	佐々木勘三郎		現米60石	大筒役兼帯	安永4-07-03	寛政1-12-11	
玉柳	玉置半助		200俵	御右筆	安永10-03-09	寛政2-12-13	小普請入
玉柳	近藤六右衛門		200俵	御奥右筆	寛政1-12-22	寛政5-12-09	御役被召放、閉門[柳]
玉柳	中西弥左衛門			大坂御鉄砲奉行	寛政2-12-26	寛政5-12-09	御役被召放、閉門[柳]
玉柳	近藤与兵衛		100俵	小十人組頭	寛政5-12-14	寛政12-06-18	病死
玉柳	風祭求馬		70俵5人扶持	甲州御代官	寛政6-02-01	文化1-12-25	御天守番之頭
玉	真崎彦左衛門		50俵	奥御右筆	寛政12-06-28	文化1-03-21	御裏御門切手番之頭
玉柳	加藤久五郎		200俵	大坂御破損奉行	文化1-05-02	文化4-05-28	病死
玉柳	岡本勘右衛門		200俵	奥御右筆	文化1-12-25	文化4-11-03	病死
玉柳	古坂与吉		100俵	小十人格御庭番	文化4-06-24	文政2-12-28	西丸御膳奉行
玉	上野八太郎		50俵 但席高持来	御勘定評定所留役	文化4-12-24	文化5-04-21	西丸切手番之頭
玉	牧定五郎		50俵 席高引付ニ而来	御作事御大工頭	文化5-04-27	文化10-07	西丸切手番之頭
玉柳	明楽佳太夫	栄之丞[柳]	35俵3人扶持 席高引付ニ而来、外160俵御足高 役扶持20人扶持	吹上□奉行	文化10-07-21	文政9-07-16	御出丸御広鋪之頭
玉	宝河金六郎		50俵 但先役300俵、席高引付ニ而来ル	御本丸小十人組頭	文政2-02-05	文政12-12	
玉柳	小林幸八郎	茂左衛門[柳]	70俵5人扶持 外230俵御足高 御役扶持20人扶持	浅姫君様御用人並	文政9-07-17	天保8-12-28	御裏門御切手番之頭
玉柳	三浦義十郎		150俵 内30表3人扶持本高、105俵足高	御疊奉行	文政12-12-8	天保3-11	死
玉柳	滝沢佐太郎			御勘定	天保3-11	天保14-01-24	焼火之間御番
柳	山内助次郎			御鳥見	天保8-12-28	天保14-01-24	焼火之間御番

※『玉葉奉行動方』(No15「代々玉葉奉行覚」、出典記号「玉」)および東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任四』(東京大学出版会、一九六四年、出典記号「柳」)から作成。特記ない限り『玉葉奉行動方』に従っている。任免日の「*」は『寛政重修諸家譜』により補った(出典記号「寛」)。

※本文で述べる通り、近世初期において『柳宮補任』のみに記され『玉葉奉行動方』にない人物(アマカケ)は筆筒奉行との混同と思われる。

【表4】『武鑑』における関係役職の人名

A			御玉葉奉行		
発行年	版元	書名			
明徳1	1655	知行・役人付 小林独平	加藤兵兵衛	中根善藏	神原兵左衛門
万治2	1659	江戸鑑	神原兵左衛門 小林独平	加藤兵兵衛 中根善藏	神原兵左衛門 山本与九郎

B			御旗徳小道具衆		
発行年	版元	書名			
万治1	1658	絵尽	恒岡新左衛門 加藤兵兵衛	跡部茂兵衛	曲淵助之進 小野忠左衛門 伴口右衛門
万治2	1659	江戸鑑	恒岡新左衛門 加藤兵兵衛	—	曲淵助之進 神原兵左衛門 小林独兵衛

C			(御先手) 軍筒奉行		
発行年	版元	書名			
寛文13	1673	経脚屋 江戸鑑	諸部茂兵衛	小野忠左衛門	伴權右衛門 森川吉左衛門
延宝1	1674	相鼻屋 江戸鑑	諸部茂兵衛	小野忠左衛門	伴權右衛門 森川吉左衛門

D			大御軍筒奉行			小御軍筒奉行		
発行年	版元	書名						
元禄7	1695	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 恒岡佐太夫	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門
元禄8	1696	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 青野作右衛門	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門

E			御旗徳軍筒奉行			御子左衛門奉行		
発行年	版元	書名						
正徳2	1712	山口屋 寶延武鑑	守能吉兵衛	田沢久左衛門	加藤八郎左衛門	石野權八郎	石川伝太郎	加藤求馬 空原平八 大草次郎右衛門 平井与三右衛門 朝比奈孫三郎
正徳3	1713	山口屋 寶延武鑑	守能吉兵衛	田沢久左衛門	加藤八郎左衛門	石野權八郎	石川伝太郎	加藤求馬 空原平八 大草次郎右衛門 平井与三右衛門 朝比奈孫三郎

A			御旗徳小道具衆									
発行年	版元	書名										
宝永2	1706	須原屋 宝永武鑑	竹嶋七郎兵衛	田沢久左衛門	雷寺四郎左衛門	平井与三右衛門	跡部茂八郎	依田彦左衛門	加藤八郎左衛門	永井半左衛門	青木新五右衛門	小嶋孫七
宝永3	1707	山口屋 武鑑	竹嶋七郎兵衛	田沢久左衛門	雷寺四郎左衛門	平井与三右衛門	跡部茂八郎	依田彦左衛門	加藤八郎左衛門	間宮惣左衛門	青木新五右衛門	小嶋孫七
宝永4	1707	須原屋 宝永武鑑	—	田沢久左衛門	雷寺四郎左衛門	平井与三右衛門	跡部茂左衛門	依田彦左衛門	加藤八郎左衛門	永井半左衛門	青木新五右衛門	小嶋孫七

B			御旗徳小道具衆					
発行年	版元	書名						
元禄7	1695	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 恒岡佐太夫	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門
元禄8	1696	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 青野作右衛門	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門

C			(御先手) 軍筒奉行		
発行年	版元	書名			
寛文13	1673	経脚屋 江戸鑑	諸部茂兵衛	小野忠左衛門	伴權右衛門 森川吉左衛門
延宝1	1674	相鼻屋 江戸鑑	諸部茂兵衛	小野忠左衛門	伴權右衛門 森川吉左衛門

D			大御軍筒奉行			小御軍筒奉行		
発行年	版元	書名						
元禄7	1695	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 恒岡佐太夫	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門
元禄8	1696	松会	本朝武林長鑑	小笠原彦三郎 青野作右衛門	依田彦左衛門	—	—	小林權太夫 玉虫大兵衛 青木新五右衛門 間宮惣右衛門

E			御旗徳軍筒奉行			御子左衛門奉行		
発行年	版元	書名						
正徳2	1712	山口屋 寶延武鑑	守能吉兵衛	田沢久左衛門	加藤八郎左衛門	石野權八郎	石川伝太郎	加藤求馬 空原平八 大草次郎右衛門 平井与三右衛門 朝比奈孫三郎
正徳3	1713	山口屋 寶延武鑑	守能吉兵衛	田沢久左衛門	加藤八郎左衛門	石野權八郎	石川伝太郎	加藤求馬 空原平八 大草次郎右衛門 平井与三右衛門 朝比奈孫三郎

※深井雅淳・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑福年集成』1～7 (東洋書林、1996～7年) により作成。人数や役職編制が大きく変わらないう時期は略記した。
 版元の比定、書名は同書による。承応以前については、掲載がないか、情報が不足している。

※赤字は【表3】で玉葉奉行に挙げた人物。そのうち、アミカケは実際には玉葉奉行でなかったと考えられる人物。【表3】注記及び本文を参照。

※斜体は【表3】に挙げた人物と同一と思われるが、武鑑発行時点で玉葉奉行でなかったと考えられる人物。またはその時点で死亡していた人物。

第二節 玉葉組の由緒と技術

では、玉葉組が保持していたアイデンティティとはどのようなもので、どこに由来するのだろうか。

由緒書へ目を戻すと、「御奉公申上候覚」では「御供」の書上に続けて、家康の「目なし分鈍」を預かり、その調合法に従って火葉の製造を行っていたという由緒が記されている。この由緒については『玉葉奉行勤方』に詳しい記述がある。次は、組の由緒に関わる器物について寛延三年（一七五〇）十一月に老中へ報告した内容の覚書である。

【史料一】『玉葉奉行勤方』No.28「覚（目無し分鈍および鑪2筋御預の由緒につき）」

覚

一、御鉄砲調合葉之方目無シ御分鈍大中小三ツ、竹橋御多門ニ御座候、右者寛永十二乙亥年八月於 御城御老中土井大炊頭殿

上意之趣被仰渡、御直ニ組頭共江御預ケ被成、御分鈍之儀者

権現様御秘事被 為遊候御大切之御道具ニ而御座候得共、御鉄砲玉

葉組之者儀天正年中方御忠節仕御陣・御在京之御供申上御奉公數ケ度之勤功之者ニ而御普代之者ニ御座候得者、御由緒を以向後組

江御預被遊、是ニ而御鉄砲之調合掛分可仕旨難有

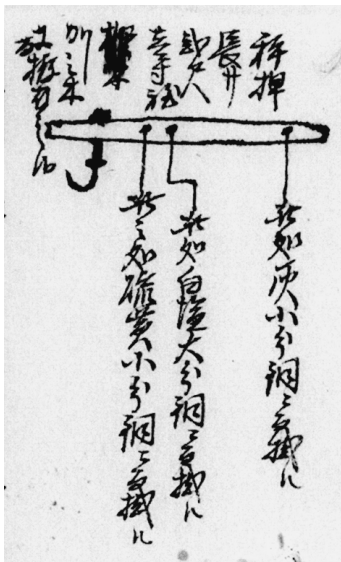
上意之趣大炊頭殿被仰渡、従是玉葉組之者奉預り竹橋御藏納置、御調合之節者御分鈍ニ而掛ケ分仕候得共、御大切之御道具ニ御座候得者、此法ヲ移シ預之法ニ而年々調合仕候、御分鈍明細書を別ニ書記有之候、御道具員數帳ニ差添寛延三年十一月御老中堀田相模守殿江、御留守居戸田内膳正殿御上ケ被成候（後略）

竹橋の御藏に保管されている、火葉の調合の際に原料の計量に用いる大中小の「目無し分鈍」の由緒については、家康から拝領した鑪の由緒（後略部分）とともに述べられている。「目無し分鈍」は家康へ度々供奉した譜代としての由緒によって寛永一二年（一六三五）に預けられたものであるという。寛永九年に「御供」の役が新規召抱の筈組へ移された直後であり、このことによって（火葉の製造に携わる組）としての由緒が築かれたといえる。組では分鈍を「御大切之御道具」とみなしてその調合割合を「移シ」、年々調合してきたという。

なお、具体的な「目無し分鈍」の用法についても『玉葉奉行勤方』に記載があり、⁽²³⁾「目無し秤」なる竿秤に分銅を掛けることで計量を行ったようだ【図二】。計量すべき原料を入れる「掛ケ桶」を新調した際には秤に分鈍を掛ける位置の目印を刻み込む作業が行われたようだが、「尤掛ケ改之節者組頭兩人ニ而外立合之者者決而無之事」と述べられる。この部分の記載は「御秘事之法」と記され、用法の保秘には特に気が配られていた。

「御奉公申上候覚」では、続けて家光の命により承応元年（一六五

【図2】目無し秤の用法（『玉葉奉行勤方』No.55より）



二)に兵学家北条新蔵から「水火繩の方」の伝授を受けたことを記している。水火繩とは加工を施した、雨天にも強い火繩をいう。このように、火薬に関わる技術の獲得は、將軍への「御供」に並んで由緒書に記されるべきものと考えられていた。すなわち、徳川家に由緒をもつ技術を保有することが、組の由緒の根幹にあつたのである。

また玉葉組と箆筒組の差異として、前者が譜代席である一方、後者が一代限りの抱席である点も挙げられる。玉葉組には、將軍に由来する技術を保有するのみならず、世襲によりそれを継承することも求められていたのである。

第二章 鉄砲玉葉方の機能

以上の経緯で成立した鉄砲玉葉方は、どのような機能を有していたのだろうか。役職に即した「組」の理解のため、以下では近世中期以降の鉄砲玉葉方が幕府の機構の内でも果たした役割を検討する。

第一節 鉄砲玉葉方の施設

先に【史料一】で「目無し分鈍」が竹橋の多門に保管されていることに触れたが、鉄砲玉葉方の中枢機能もまた江戸城北丸・竹橋御門近くに所在する「役所」あるいは「番所」に置かれていた。【表五】は『玉葉奉行動方』にNo.1「御預所之御蔵御多門間数覚」としてまとめられた、鉄砲玉葉方の管轄する蔵等の一覧である。竹橋付近に多数の蔵が集中しているほか、江戸城内諸門の渡槽などに管理する蔵・多門が分布していた。

竹橋役所に次いで中核的な機能を持ったのが千駄ヶ谷焰硝蔵および

和泉新田焰硝蔵であり、火薬やその原料等がここに分蔵されたと思われる。No.1「御預所之御蔵御多門間数覚」では和泉新田焰硝蔵に所在する蔵の書上に続けて、焰硝蔵の全体が栗丸太矢来および一丈三尺の土手によって囲われていることを記している。²⁴これは火薬庫における典型的な設備である。享保一四年二月の火災によって千駄ヶ谷焰硝蔵に火の手が及んだ際の史料であるNo.29「出火之事（享保一四年出火につき火防出精御褒美につき）」では「惣御囲・御門・同御番所并御役所・定番小屋・御掃除之者小屋不残類焼仕候」とあり、やはり焰硝蔵

【表5】鉄砲玉葉奉行の管理する蔵など

(竹橋)	竹橋御多門	3×93間 (279坪)	
	竹橋南御蔵	3×20間 (60坪)	
	同 北御蔵	3×30間 (90坪)	
	御番所前竹矢来	3×5間 (15坪)	入口2ヶ所
	西土手下竹矢来	3×27.5間 (82.5坪)	入口5ヶ所
	竹橋渡御槽 統袖多門		
(江戸城内)	紅葉山御宝蔵	3×13間 (39坪)	
	田安渡御蔵	4×19間 (76坪)	
	桜田渡御蔵	4×15間 (60坪)	
	蓮池御多門	3×27間 (81坪)	
	横向	3×7間 (21坪)	
	雉子橋渡御槽		
	半蔵渡御槽	5×10.5間 (52.5坪)	
	牛込渡御槽	4×21間 (84坪)	
千駄ヶ谷御蔵	四ッ谷御門槽	4×17間 (68坪)	
	南御蔵	2.5×15間 (37.5坪)	
	北御蔵	3×20間 (60坪)	
和泉御蔵	壺之御蔵	3×7.5間 (22.5坪)	
	式之御蔵	3×5間 (15坪)	
	三之御蔵	3×5間 (15坪)	
	四之御蔵	3×7.5間 (22.5坪)	
	五之御蔵	2×5間 (10坪)	

【表6】鉄砲玉薬奉行管轄の物資など（摘要）

鉄砲類	御鉄砲	6909挺
	御石火矢唐銅御筒	278挺
	蝦夷地御買上筒	御鉄砲 30挺ほか
鉄砲付属品	口薬入	6915
	御鉄砲薬合	5391
	御鉄砲袋	83枚
	皮玉袋	13
	御紋付赤染胴乱	148
	御鉄砲雨皮覆	266枚
	萩野流御秘事台	1組
	外記流摺台	21挺
	御鉄砲込矢	3440本
	御鉄砲栓抜・捻抜	305本
弾薬類	調合薬	29557貫500目余
	竿鉛	13204貫270目余
	荒鉛	43貫990目
	木綿火縄	82500筋
	楞火縄	196669筋
	鑄型	788膳
火薬原料	白塩硝	7534貫800目余
	内 相馬	2524貫400目余
	上塩硝	5010貫400目余
	硫黄	23079貫800目余
	内 鷹之目	6961貫800目余
	鶉之目	16118貫目余
	麻木灰	910貫330目余

の周囲が囲繞されていたほか、役所、定番や御掃除之者⁽²⁵⁾の詰める小屋が置かれていたことがわかる。なお、この際焔硝蔵本体への延焼は組の者の手によって防がれている。

弘化二年に鉄砲玉薬奉行は保管する武器類などを書き上げて幕府に提出しており⁽²⁶⁾、主な内容を【表六】に摘記した。調合薬（調合された火薬）のほか、原料の硝石・硫黄・麻殻灰が多量に書き上げられており、火縄等とあわせ兩焔硝蔵に保管されていたものと思われる。

千駄ヶ谷焔硝蔵は現在の神宮外苑・国立競技場付近に所在した。その由来については、『玉薬奉行勤方』⁽²⁷⁾によれば延宝六年（一六七八）に小名川から焔硝蔵を移転し、天和三年（一六八三）に江戸城内鼠穴（吹上）の焔硝蔵が千駄ヶ谷に移ったとある。前章で確認した経緯と考え合わせれば、役職の整備にあわせ江戸城へほど近い地域にまと

まった土地を確保し、機能を集約したといえそうである。なお、この焔硝蔵は元禄一〇年（一六九七）に一部を残し（「元御蔵」と呼称）し飛田給へ移り、宝永六年（一七〇九）には更に駒ヶ原（駒場か）に移されている。

その後享保五年（一七二〇）に「元御蔵」に近い真田伊豆守屋鋪を上地して駒ヶ原から焔硝蔵を移転、「新御蔵」となった。以後千駄ヶ谷には新旧の御蔵地が併存することになる。さらに享保七年には和泉新田焔硝蔵が現在の明治大学和泉キャンパス付近に新設されており、奉行定員の確定とあわせ、享保改革下で火薬供給体勢が最終的に整えられたことがわかる。

第二節 鉄砲玉薬方の職務

（一）諸組への火薬供給

鉄砲玉薬方の最も主要な役割には、幕府直属軍勢力である諸組への火薬等供給があった。その様子についてよく分かる記述を次に引用しよう。

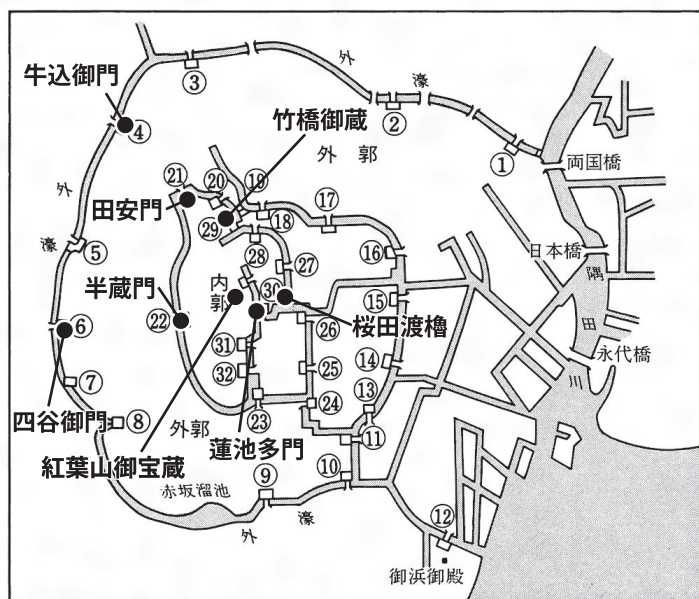
【史料二】『玉薬奉行勤方』No.44「諸組へ調合薬・鉛代御渡につき」

※□は虫損

（前略）

一、諸組江玉薬渡方例年三月廿日二有之候処、文政十亥年二者四

【図3】江戸城内鉄砲玉薬奉行管理施設の分布



『国史大辞典』「江戸城」所載図を改変

月八日ニ渡方有之

但右渡方延引ニ相成候訳者、二月廿日一橋義同殿〔治済カ〕

薨去ニ付、普請七日鳴物者日数十四日停止ニ付、右相済公

方様御昇進ニ付、定例之外ニ公家衆御参向三月十八日御昇

進被遊、公家衆四月二日御発足有之、其上ニ而四月八日ニ

大渡有之候、尤鉛代金銀請取之義、御金証文三月□□日御

遣印相済、廉帳出役大野雄左衛門十八日二者□□□無之、

三月廿日□御金渡り有之候

御頭 宝河金六郎

小林幸八郎

幸八郎殿大渡御用初而御取扱ニ有之候

組頭 菅沼十蔵

岩田脩作

亥年四月五日和泉 脩作取扱

御蔵方御薬出し有之候

諸組へ火薬を例年三月二〇日に渡していたところ、文政一〇年は一橋治済の死去に伴う鳴物停止・徳川家斉の太政大臣就任の関係で四月八日に遅れたという。江戸府内における諸組の鉄砲稽古は少なくとも宝永六年（一七〇九）以降、四月から七月晦日までの間に行われることになっており、これに対応して例年三月二〇日に「大渡」と称し諸組へ火薬が引き渡されていた。

諸組が稽古で用いる火薬は基本的には全てこのように鉄砲玉薬方から供給されていたと考えられる。³⁰⁾『玉薬奉行動方』No.6「玉薬渡方段々替り覚」によれば、こうした供給は文禄・慶長の頃より行われており、火薬および弾丸の材料である鉛を鉄砲玉薬方から諸組へ支給することになっていた。

ところで鉛の供給について、【史料二】では「鉛代金銀請取」などがある。実はこの当時鉛の支給は現物ではなく代金を支払う形となっていた。『玉薬渡方段々替り覚』によれば、理由は不明ながら、寛保元年（一七四一）から寛延二年（一七四九）の間、火薬と鉛の両品が

「代金渡」になっている。宝暦元年（一七五一）に火薬は現物供給に戻ると、鉛は以後も代金渡のままとなった。

【表六】によれば幕末期には鉛もまた備蓄の内にあつたようだが、しかし近世中期にはこのように、諸組への弾薬供給という本来的な職務が金銀で代替されるという事態も生じていたのである。

（二）火薬の調合と原料の調達

諸組へ供給される火薬はどのように製造されていたのだろうか。

鉄砲玉薬方による火薬製造についてはNo.14「御代々調合被 仰付 覚」に簡潔ながら記述されている。その内容を【表七】に示す。具体的な記録は綱吉の代以降の分が残り、同代にはおよそ二年に一度のペースで火薬の調合を仰せ付けられていたようだ。ただ同代後半からはほとんど行われていない。

吉宗の代には武芸奨励⁽³¹⁾の影響によってか、再び約二年に一度のペースによって二〇〇貫目程度の調合が行われるようになってゆく。調合は秋から翌年春にかけて、すなわち鉄砲稽古のオフシーズンを中心に行われた。また調合作業は、享保六・七年の記述にあるように本郷村（現中野区）。鉄砲玉薬組給地が存在した）・高田村（現豊島区）など江戸の近郊で行うことがあったようだ。なおこの二年あたり二〇〇貫目という量は稽古での消費分よりは多めと思われる⁽³²⁾、一定量は貯蓄されたものだろう。

調合の際には前述の通り「目無し秤」が用いられた。秤には予め組頭によって「目無し分鈍」と釣り合う位置が刻まれており、原料を入れた桶を掛けて釣り合いを取るによって計量した。調合比率については複数の記述があるが、服部平左衛門が組頭であった当時の分量

として記載されたものは硝石二貫四二〇匁に対し硫黄三二〇匁、木炭五一五匁とあり、割合に直して七四・四一％・九・八一％・一五・七八％となる。現代知られている一般的な比率と比べると、硫黄の分量がやや少ない。

この割合は、かつて將軍より授けられた秘伝とは異なっているようである。『玉薬奉行勤方』No.24によれば、明和八年（一七七二）に発生した火災に際して「御秘事御分鈍」を改めたところ、伝来してきた重量と相違していることが判明したという。『勤方』の記述によれば伝来の分銅による調合比率は「難用」、結局は伝来の方法をもとに若干改めることで対応することとなった。

調合された火薬の品質は、「建試蓋物」によって試験された⁽³⁴⁾。これは半球状の椀のような器具であり、一匁の火薬の上へ被せて着火、爆発で四間〜五間半ほど吹き飛ばるか否かで品質を判定したようだ。この蓋物は玉薬方の保有でありながら、同時に鉄砲方田附四郎兵衛の「御秘事」でもあり、蓋が不足した時は奉行から掛合の上、田附から受け取ることとされていた。

なお火薬の調達は自ら調合する形で行われたが、その原料については商人からの買い上げによって賄われていたようである。文化・文政年間に臨時の火薬調合を行った際の原料調達についてまとめた部分⁽³⁵⁾によれば、文化四年のロシア船蝦夷地襲撃に対応しての蝦夷地御用では白塩硝（硝石）を「大黒屋長八郎其外野州都賀郡板荷村金左衛門等」へ仰せ付けたといい、文政四年には「信州高井郡米子村 納人 源次郎」より硫黄六〇〇貫目を金一両あたり五貫五〇〇匁の価格で購入している。

買い上げ元は前者では江戸の商人および野州の在方商人と思われる

【表7】鉄砲玉薬方による火薬調合の記述（『勤方』No.14より）

権現様〔家康〕御代	此御代御軍用繁多御座候ニ付、年々無懈怠被 仰付申伝有之候得共、貫目睨与相知レ不申
台徳院様〔秀忠〕御代	此御代右同就中慶長19（1614）大坂御陣前後御薬夥被 仰付候由申伝候得共、貫目者睨与相知レ不申候
大猷院様〔家光〕・厳有院様〔家綱〕御代	此御代年々被仰付候得共、貫目睨与相知レ不申候
常憲院様〔綱吉〕御代	此御代延宝8庚申年（1678）・同9辛酉年・天和2壬戌年（1682）・貞享元甲子年（1684）・同3丙寅年調合被 仰付候得共、貫目睨与相知レ不申候
文照院様〔文昭院カ、家宣〕御代	此御代正徳年中被 仰付候内御不予之上 御他界ニ付延引被 仰付候
有童院様〔有章院カ、家継〕御代	此御代2000貫目調合被仰付候、正徳4甲午年（1714）也
大御所様〔吉宗〕御代 ～	此御代享保4亥年（1719）2000貫目被 仰付候 此御代享保6丑年・同7寅年2ヶ年被 仰付、1ヶ年者2000貫目本郷村ニ而、1ヶ年ハ高田村ニ而3000貫目、都合5000貫目出来 享保10申年500貫目被仰付 享保19寅年2000貫目被 仰付11月5翌卯年5月出来 元文元辰年（1736）2000貫目被 仰付、従是隔年被仰付、8月5翌3月迄懸ル 元文3午年2000貫目被 仰付、12月5翌5月迄懸ル 元文5申年2000貫目被 仰付候 但寛保元年酉年不被 仰付候 寛保2戌年（1742）2000貫目被 仰付候 寛保3亥年2000貫目被 仰付候 延享元子年（1744）2000貫目被 仰付、従是5ヶ年相続被 仰付候、但辰年迄5ヶ年1万貫目相濟候以後、今年迄2000貫目ツ、年々被仰付候、但丑年御代替り 但、宝暦11巳年（1762）迄2000貫目ツ、毎年被 仰付、此内宝暦3酉年1ヶ年抜ル

人物、後者は信州の農間商人と思われる人物であり、いずれも在村鉄砲が多いと思われる山方の人物を含む点で興味深い。今回は深く立ち入らない。後者では「宝暦七丑年（一七五七）後初而」の買い上げとあり、事実であれば五〇年振りの買い上げということになる。詳細な状況は不明であり即断できないが、恐らく数百貫目規模の大きな買い上げを在方から行うことはごく稀であり、普段は大黒屋長八郎（後掲の【史料三】にも小買物御請負人として見える）のような江戸の御用達商人を通じて必要分を確保していたのではない³⁶。なお『勤方』によれば諸組への火薬の支給量は寛延二年（一七四九）より半減する措置がとられたとい（No.6）、そもその必要量がこの時期には大きく減少していた。そうした事情を反映してか『玉薬奉行勤方』にはこのほか原料調達についてまとまった記述はみられず、また玉薬方の内に原料調達を主に行う役職等は確認できない。

(三) 銃砲の整備・調達

さて、【表六】の武器類書上からは火薬および原料のほか、鉄砲七〇〇挺弱をはじめとした鉄砲類に加え、その付属品もまた鉄砲玉薬方の管轄下にあったことがわかる。同時に書上を提出した鉄砲筆筒奉行の管理下にある鉄砲は五〇〇挺余りであり、近世後期にも両者に職掌の重複する分野が存在していた。

鉄砲玉薬方は江戸の鉄砲師たちを支配下に置いていた。その一人である砥惣八郎は安永三年（一七七四）に提出した由緒書³⁸において、近年の奉公内容として「御槽御多門二有之候御鉄砲磨之儀、番子召連相努候」と述べている。鉄砲が江戸城内の槽や多門（つまり【表五】における江戸城内の蔵）に保管されていたこと、そして彼ら鉄砲師が配下の番子とともにその整備を行っていたことが読み取れる。

【表8】鉄砲玉薬奉行支配の職人(安政3年)

住所	肩書	名
鉄砲町	御鉄砲師	松屋錦之丞
	御鉄砲師	砥市十郎
	御鉄砲台師	大塚善之助
亀井町	御石火矢師	樺木鼎次郎
小石川上富坂町	御石火矢師	渡邊宗光
小日向水道町		松屋道太郎
小石川上富坂町		渡邊主水

【表八】は、安政三年に幕府が幕臣の所持屋敷を取り調べた『諸向地面取調書』³⁹から、鉄砲玉薬奉行が支配する御用職人を抽出したものである。鉄砲本体を製作する鉄砲師に加え、台木や付属品を製作する鉄砲台師など、多様な職人が支配下にあった。

実際に、整備のみならず鉄砲玉薬奉行の指揮下で彼らにより鉄砲が実作されており、『玉薬奉行勤方』No.42には將軍の子の出生に際して尾張・紀州家から献上される

献上御筒を、二回にわたり国友鍛冶に代わって製作したことが記録されている。

また鉄砲玉薬奉行は、近江国友の鉄砲鍛冶集団もその支配に入っていたことが知られている。鉄砲玉薬奉行から国友鍛冶へは、「定式鉄砲」として定期的に鉄砲の注文もなされていた。⁴¹

以上のように、鉄砲玉薬奉行の職掌は火薬の製造・供給のみならず、鉄砲の整備・調達までも含む広汎なものであった。分離されたはずの鉄砲筆筒奉行との関係や、諸職人の支配のあり方については本稿の検討範囲から外れるため別の機会に考えたいが、まさに本職が幕府番方の軍事力の基盤を全般的に支えていたことを確認することができる。

第三節 鉄砲玉薬方の役職構造

次に示す【史料三】はNo.14「御代々調合被 仰付覚」の後年の加筆部分である。文政九年（一八二六）に「余時」つまり臨時に支給する調合薬が年々多くなり「御貯」が手薄になったため臨時に二〇〇貫目を調合したことが記録されている。同様の臨時調合は先述の蝦夷地御用も含め文化・文政期に数度が記録され、その都度一〜二〇〇貫目程度が調合されている。

【史料三】『玉薬奉行勤方』No.14「御代々調合被 仰付覚」

(前略)

一、

〔後筆〕文政九亥年式千貫目餘時御調合被 仰付、同十月取掛り翌十年九月皆出来

但御調合薬年々餘時御渡方多相成、御貯之内御遣方二相成、御

手薄二相成候二付、此節御頭宝河金六郎殿・小林幸八郎殿御勤
役中二有之、御伺等相濟、定式之通御扶持方も被下候

組頭 菅沼十蔵

岩田脩作

御蔵役

野村九兵衛

大野雄左衛門

濱田七郎左衛門

矢部専次郎

御鍵役

山野三郎兵衛

服部平左衛門

根本茂左衛門

大矢善之丞

千駄ヶ谷

小川鉄蔵

御蔵定番

船場幸吉

高須力之丞

右之者勤役中二而御調合御用相勤申候

人足定御請負人

伊勢屋

勝之丞

小買物御請負人

大黒屋

長八郎

右之者定式之通御請負仕候 一

ところで、この史料には臨時調合にあたったと思われる、組頭以下

の人名が書き上げられている。人名は請負人を除いては全て鉄砲玉薬
組同心であり、「御蔵役」「御鍵役」「千駄ヶ谷御蔵定番」といった役
職が、鉄砲玉薬方の内部に設けられていたようだ。『玉薬奉行勤方』
からは、これ以外に「和泉御蔵定番」「竹橋御番方」といった役職が
存在していたことがわかる。なお定員については、【史料三】に記さ
れるように、御蔵役・御鍵役は各四名、千駄ヶ谷御蔵定番・和泉御蔵
定番は各三名であったようだ。

本来ならばここで各役職の職務内容を詳述すべきであるが、残念な
がら組の者にとっては自明のことだったと思われる、『玉薬奉行勤方』
には詳細が記されていない。先述のように千駄ヶ谷焰硝蔵に定番小屋
が存在したことから「○○御定番」「○○番方」はそれぞれ蔵の番に
あたる役職であろう。和泉新田焰硝蔵の地元に伝えられたところでは、
同心三人が警護のために派遣されており、一名は年番で地内に居住し、
「常番」と呼ばれていたとい⁽⁴²⁾う。また、推測するならば、御蔵役・御
鍵役は蔵の自身——火薬等の管理を職務としていたのではないだろ⁽⁴³⁾
うか。

職務内容に不明な部分が多い一方で、『玉薬奉行勤方』の大部分を
占める任免記録には、各役職への補職時期の記録が含まれている。続
けて、そこから明らかになる昇任順序を踏まえ、組内の人的秩序の検
討を試みる。

第三章 鉄砲玉薬方の御家人任用と同心たち

第一節 鉄砲玉薬方内部の役職秩序

(一) 『玉薬奉行勤方』の任免記録

『玉薬奉行勤方』のほとんどは、御家人の任免および同心の内部役職への補職の記録から成る。その他の内容の大半も、同心の家督・跡式の手続や先例などであり、記録した服部平左衛門の関心が、組同心としての地位を子孫へ継承することにあつたことを窺わせる。複数部分に分けられて記録された同心の任免書上は、若干の時期・内容の重複を含みながら、次の情報を記録している。

- ① 同心の任免……任免の時期と前職・後職。場合によっては禄高が付記される。
 - ② 同心の内部役職就任……時期と、現職と新職名が併記される。
 - ③ 鉄砲玉薬奉行・留守居の任免……同心と同様の形式で、鉄砲玉薬奉行および玉薬懸留守居（留守居のうち、鉄砲玉薬方を担当する者）が記録される。
- 記載例は、【史料四】の通りである。

【史料四】『玉薬奉行勤方』

①の例【表1】No.12より【】

奥田主馬組

三拾式石九斗壺合 小嶋貞次郎

六勺壺才式人扶持

養父鍋五郎養子、文化十四丑年八月五日小普請入

右同人組

三拾俵式人扶持 高須力之丞

右文政三辰年九月三日和泉定番被申渡候、同七申年十月十七日千駄ヶヤ定番被申渡

酒井多宮組

三拾石式人扶持 丹下六太郎

内拾俵御蔵米

是者丹下彦四郎倅、文政五年正月廿六日小普請願之通被仰付候

右三人文化十一戌年八月四日小普請組と御入人被 仰付候

(略)

三拾俵式人扶持 濱田七郎左衛門

右寛政三亥年七月六日養父家督直玉薬組被 仰付候

②の例【表1】No.35より【】

御蔵役江 大野雄左衛門

兼竹橋御番方江 服部平左衛門

右文化十四丑年七月廿三日古坂与吉殿宅ニ而被申渡候、文政二卯年正月十一日御番除二成

①の例として示した部分では、まず文化十一年（一八一四）八月四日に同時に入人を仰せ付けられた三名が記載されている。各人名には前職（ここでは全員小普請組）と高が記され、名前の左には内部役職や、転免時期が付記される（恐らく後筆）。書上の表題では「入人」と称するが、同心の嫡子が跡子を継ぐ場合も並べて記録されており、家督を継いで玉葉組へ入る場合には濱田七郎左衛門の例のように「養父家督直玉葉組被 仰付候」などと記される。

②の例として示した部分では、文化一四年七月二三日に御鍵役・大野雄左衛門が御蔵役へ、竹橋御番方・服部平左衛門が御鍵役（兼任）へ任じられている。服部は、文政二年（一八一九）に竹橋御番方から「御番除」となり御鍵役のみの勤務となった。

以上のように、基本的には服部平左衛門が在職中に組への就任・退任や内部役職への就任を把握することに順次書き上げていったものと思われる。退任時期が記されない場合、あるいは就任時期を記さず退任のみを記録する場合もあり、情報に粗密はあるものの、一定以上の期間にわたる人員異動の記録として興味深い。

（二）鉄砲玉葉方における任用秩序

複数に分かれて記録された任免書上と、関連する『玉葉奉行動方』の記事を総合し、①の情報を【表九】、②（のうち主要なもの）を【表十】としてまとめた。二つの情報をあわせることで、就任から退任までの役職履歴を順に追跡することが可能になる。

まず前提として、同心が補される内部役職のうち、組頭とそれ以外には格式の面で大きな違いがみられる。すなわち組頭は申渡を江戸城内焼火之間で留守居より受けるが、例えば御蔵役・御鍵役などについ

ては【史料四】②の例のように、鉄砲玉葉奉行宅にて奉行から申渡を受けている。これは組頭と異なりその他の役職が組内限りのものであることを意味すると考えられる。

さて、【表九】には内部役職の情報を組み入れているが、一見してわかるように最も多いのは何の役職にも就いたことが確認できない人々である。次いで多いのは「竹橋御番方」「御番方」であろうか。この両者は同じ役職を指すと考えられ、以後「竹橋御番方」と一括する。「竹橋御鉄砲蔵御番方」と記されることもあり、竹橋の鉄砲蔵の番を行う役職と考えられる。なお多数にわたるため【表十】では竹橋御番方のみへの就任者を省いている。

この竹橋御番方への補職時期を確認すると、その大半は玉葉組同心への就任と同時に申し渡されている。すなわち、無表記の者も含めて、基本的には全ての同心が最初に配属される役職であるといえる。就任時期とずれている大矢善之丞・加留政六・小崎仁右衛門は病気等によつて小普請組からの「引渡」が遅延したもののだが、引き渡されると即日竹橋御番方に申し付けられていることから、このことは裏付けられるだろう。またこの竹橋御番方とは別に、「竹橋御番方世話役」も見られるが、こちらは竹橋御番方の取りまとめ役と考えることができる。

【表十】では、竹橋御番方・同世話役以外へ就任した者のうち、データが比較的揃っている者を抽出し、各内部役職への補職時期をまとめた。一見して明らかであるが、基本的に補職時期は左から右へ新しくなつてゆく。つまり、竹橋御番方↓世話役↓和泉御蔵定番↓千駄ヶ谷御蔵定番↓御鍵役↓御蔵役↓組頭、という昇任順序が存在しているのではないかと考えられる。

【表9】鉄砲玉業組同心の任免記録

(1/6)

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
1	[12]	高橋儀之助				25	2		-	寛延3-11	宝暦3年2月	小普請入	2.1		×
2	[12]	村上万三郎				30	3		戸田近江守組	寛延3-11	-	-			×
3	[12]	太田糸之助				30	3		戸田近江守組	宝暦2-08	宝暦3-06		0.8		×
4	[12]	浅井官藏			10.5		2		河野組	宝暦3-05	-	小普請入			×
5	[12]	葵生川五大夫		千駄ヶ谷定番		30	2		曾根玄蕃組	宝暦3-12				俵鍵左衛門父如時	×
6	[12]	市川源五郎				30	3		太田美濃守組	宝暦3-12	宝暦8-03	死	4.3	跡目小普請入	×
7	[12]	高麗庄次郎			15		4		曾根玄蕃組	宝暦3-12	-	-		跡目小普請入	×
8	[12]	高麗次郎吉						是者病氣不出	諏訪七左衛門組	宝暦3-12					×
9	[12]	日下部次郎右衛門				30	2		-	宝暦4-11	明和4-04	小普請入	12.4		×
10	[12]	大竹政右衛門				30	2		-	宝暦6-03	宝暦9-07	小普請入	3.3		×
11	[12]	小川長次郎				30	2		-	宝暦9-12	安永3-02	小普請入	14.2		×
12	[12]	中山弥太郎				30	2		-	安永4-06	安永5-09	小普請入	1.3		×
13	[12]	江上源之助				25	2		-	安永4-06	安永6-06	-	2.0	跡目小普請入	×
14	[12]	藤田助五郎			40.5158			内17俵7升7合5勺御蔵米	-	安永4-06	天明3	御台所入	7.5	天明2-11養子弥十郎へ家督	×
15	[12]	芦沢忠左衛門				20	2		-	安永7-03	安永8-10	小普請入	1.6		×
16	[12]	日下部新三郎				30	2		-	安永7-03	天明4-08	小普請入	6.5	父次郎右衛門養子	○
17	[12]	山田市之丞			8.4		3		-	安永9-04	天明8-12	小普請入	8.7		×
18	[12]	竹田亀次郎				30	3		-	安永9-04	寛政3-10	小普請入	11.5		×
19	[12]	山内与三八				30	3		-	安永9-04	天明3-10	小普請入	3.5		×
20	[12]	遠藤庄太郎				30	2		-	安永9-04	天明3-10	小普請入	3.5		×
21	[12]	濱田百助				30	2		小普請組永井監物組	天明4-04	寛政3-07		7.2	寛政3年7月俵七郎左衛門へ家督	○
22	[12]	石井勝之助				30	2		小普請組長谷川利十郎組	天明4-04	-				×
23	[12]	宮本文次郎						引渡無之	小普請組長谷川利十郎組	天明4-04	-				×
24	[12]	東浦九十郎							能勢帯刀組	天明4-04	-				×
25	[12]	鈴木金次郎							能勢帯刀組	天明4-04	-				×
26	[12]	高橋藤五郎							中防錦蔵組	天明4-04	-				×
27	[12]	依田清七郎							天野山城守組	天明4-04	-				×
28	[12]	高橋弥五左衛門				20	2		酒井因幡守組	寛政1-07	-	-		俵五左衛門跡式直跡勤、寛政11-12小普請入	×
29	[12]	高橋五左衛門									寛政11-12	小普請入		父高橋弥五左衛門跡式直勤	○
30	[12]	桑原庄之助				30	3		小普請組金田近江守組	寛政1-07	寛政5-11	小普請入	4.4		×
31	[12]	高柳弥市郎						引渡無之	小普請組金田近江守組	寛政1-07	-				×
32	[12]	井田彦三郎		竹橋番方、鍵役		30	2		小普請組金田近江守組	寛政1-07	寛政4-12	病死	3.5	跡目小普請入	×
33	[12]	大野四郎左衛門				30	2		小普請高木筑後守組	寛政1-07	寛政9-05	-	7.8	俵江跡式被下置直玉業組相勤	×
34	[12]	見置勝藏				20	2		小普請高木筑後守組	寛政1-07	寛政10-01	小普請入	8.5		×
35	[12]	中沢空之助				20	2		勝田安芸守組	寛政1-07	寛政5	-	3.5	父跡式俵米助直玉業組相勤直和泉定番	○
36	[12]	中沢米助		和泉定番						寛政5	-	-			×
37	[12]	兼子又八郎				20	2		勝田安芸守組	寛政1-07	寛政5-09	小普請入	4.2		×
38	[12]	内田岩五郎				20	2		勝田安芸守組	寛政1-07	寛政6-03	御代官櫛原小兵衛手代	4.7		×
39	[12]	新源次郎				20	2		松平但馬守組	寛政1-07	寛政3-05	小普請入	1.9		×
40	[12]	平嶋金十郎							松平但馬守組	寛政1-07	-	小普請入			×
41	[12]	津原熊太郎				20	2		(小普請組)	寛政3-10-05	寛政10-01-29	小普請入	6.3		×

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
42	[12]	原川太郎吉	忠助、太郎左衛門	鍵役、蔵役		30	2		内藤甲斐守組	寛政3-10-05	文政6-04-08	隠居	31.5	養子金十郎	×
43	[12]	江上叅次郎				25	2		坪内式部組	寛政3-10-05	文化6-09	小普請入	17.9	源之助俵二代目	○
44	[12]	松角九十郎				30	2		(小普請組)	寛政3-10-05	-	小普請入			×
45	[12]	小川吉次郎		和泉定番		30	2		(小普請組)	寛政3-10-05	-	-		右小川長次郎俵且吉次郎養子惣領小川鉄蔵と申候	○
46	[12]	岩田亀五郎	周作、脩作	蔵役、吟味役、組頭	37.89461		2	内50俵1斗7升5合 現米	石河壱岐守組	寛政3-10-05	文政13-08-21	小普請入	38.9		○
47	[12]	柴田登三郎	又左衛門	和泉定番、蔵役		30	3		浅野隼人組	寛政3-10-05	文政3-02-25	小普請入	28.4	※原文「文政2辰」	×
48	[12]	小高吉太郎	小左衛門			30	2		(小普請組)	寛政6-08	享和2-08	御代官川崎平右衛門手附	8.0		×
49	[12]	大塚源蔵	次郎右衛門		8.4		3		(小普請組)	寛政6-08	-	小普請入		俵跡勤	×
50	[12]	佐藤八右衛門		番方、鍵役、蔵役	26.93492		2	内17俵6升7合5勺 御蔵米	(小普請組)	寛政6-08	文化10	小普請入	18.4		×
51	[12]	手嶋亀次郎			42.37385		2	内15俵1斗7升5合 御蔵米	(小普請組)	寛政6-08	文化2-閏08	小普請入	11.1		×
52	[12]	鈴木定八郎			43.33385		2	内14俵1斗7升5合 御蔵米	(小普請組)	寛政6-08	-	小普請入			×
53	[12]	渡辺惣太郎							(小普請組)	寛政10-06-28	-	小普請入			×
54	[12]	高野作右衛門		番方、鍵役					仙石弥兵衛組	寛政10-06-28	-	小普請入			×
55	[12]	松園治助							(小普請組)	寛政10-06-28	寛政11-05	小普請入	0.8		×
56	[12]	依田造酒之助							(小普請組)	寛政10-06-28	-	小普請入			×
57	[12]	成田万蔵		和泉定番、竹橋番方					秋元隼人組	寛政10-06-28	-	小普請入			×
58	[12]	小林新吉	武平太						秋元隼人組	寛政10-06-28	-	小普請入			×
59	[12]	平川次郎四郎							渡辺平十郎組	寛政12-閏04	-	小普請入			×
60	[12]	太田廣吉							堀田主膳組	寛政12-閏04	文化11-02-22	小普請入	13.8		×
61	[12]	大橋市三郎							宝賀壱岐守組	寛政12-閏04	-	小普請入			×
62	[12]	亀山幸五郎							森川織部組	寛政12-閏04	-	-		俵亀山喜作へ家督、父如時役勤	×
63	[12]	伊能八左衛門							西丸御裏御門番之頭甲斐庄武助組同心	享和2-05	-	-			×
64	[12]	大塚兵五郎							小普請組仙石弥兵衛組	享和2-05	-	小普請入			×
65	[12]	中根熊之助							宝賀壱岐守組	享和2-05	-	小普請入			×
66	[12]	大野甚五郎							船越駿河守組	享和2-05	-	-		俵大野久七父如時直玉葉組相勤	×
67	[12]	長谷川勝兵衛							小笠原若狭守組	享和2-05	文化3-12	小普請入	4.6		×
68	[12]	荒井八十郎							本多兵庫組	享和2-05	文化2-閏08	小普請入	3.3		×
69	[12]	田中伊織						引渡無之	小笠原若狭守組	文化1-11-08	-	-			×
70	[12]	小嶋鍋五郎						引渡無之	長野淡路守組	文化1-11-08	-	-			×
71	[12]	小川七之助							長野淡路守組	文化1-11-08	-	-			×
72	[12]	山田吉五郎	吉右衛門	竹橋番方世話役、鍵役					柴田七九郎組	文化1-11-08	-	-			×
73	[12]	船場幸吉		和泉定番、千駄ヶ谷定番	32.90161		2	内15俵1斗8升2合 御蔵米	奥田主馬組	文化10-10-09	-	-			○
74	[12]	中村卯之吉		番方世話役		30	2		堀田主膳組	文化10-10-08	文政2-01-11	小普請入	5.3		×

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
75	[12]	小嶋貞次郎			32.90161		2		奥田主馬組	文化11-08-04	文化14-08-05	小普請入	3.0	養父鍋五郎養子	○
76	[12]	高須力之丞		和泉定番、千駄ヶ谷定番		30	2		奥田主馬組	文化11-08-04	-	-			×
77	[12]	丹下六太郎			30		2	内10俵 御藏米	酒井多宮組	文化11-08-04	文政5-01-26	小普請入	7.5	是者丹下彦四郎倅	○
78	[12]	兵部専次郎				30	2		小普請組戸田中務組	寛政8-10-16	-	-			×
79	[12]	濱田七郎左衛門		番方、鍵役、藏役		30	2		-	寛政3-07-06	文政11-11	隠居	37.3	養父家督直玉葉組被 仰付/隠居家督養子真藏へ	○
80	[12]	亀山喜作		竹橋番方世話役		30	2		-	文化12-04-01	文政12-08-20	小普請入	14.4	父幸五郎家督	○
81	[12]	谷藤左衛門			33.98061		2	内17石7斗1升9合6勺1才 地方、16俵1斗8升9合御藏米	小普請組奥田主馬組	文化10-10-09	文化10-閏11	小普請入	0.1	但し玉葉元組之者、病氣小普請入/先祖玉葉組[51]	○
82	[13]	酒井文五郎		和泉定番、千駄ヶ谷定番		30	2		甲府勤番頭堀田幸之助組	文化11-08-28	-	-		甲府勝手小普請方引下ヶ二而御入人	×
83	[13]	岡本良助					7		甲府勤番頭大久保豊後守組	文化11-08-28	文政2-05-08	小普請入	4.7	甲府勝手小普請方引下ヶ二而御入人	×
84	[13]	豊嶋善太郎				20	2		(小普請組)	文化8-09-07	文政2-05-08	小普請入	7.6		×
85	[13]	森惣兵衛							小普請方伊賀者	文化2-11	-	小普請入			×
86	[13]	田沢幸右衛門	九右衛門	和泉藏定番		30	3		御持大久保大隅守組同心	文化2-11	文化14-12-28	-	12.1	実子幸右衛門跡式	×
87	[13]	長崎半之丞							小普請彦坂丸兵衛組	文化2-11	文化4-12-20	小普請入	2.1		×
88	[13]	野里安之丞							小普請岡野淡路守組	文化2-11	-	小普請入			×
89	[13]	山野三郎兵衛		和泉定番、鍵役		30	2		小普請組松本小十郎組	文化9-01	-	-			×
90	[13]	根本久左衛門		竹橋番方世話役		20	2	内8俵足扶持、1人 扶持足扶持	西丸切手御門番之頭長崎半七郎組同心	文化12-08-22	文政3-12-29	隠居	5.4	実子兼三郎へ家督、久左衛門70年以上勤[17]	×
91	[13]	原田辰之助							朝比奈河内守組	文化12-08-22	-	-			×
92	[13]	服部平左衛門		鍵役、千駄ヶ谷定番					石川右近将監組	文化12-08-22	天保2-09-16	小普請入	16.1	再勤	○
93	[13]	中村定次郎							松平石見守組	文化12-08-22	文化13-06-14	小普請入	0.8		×
94	[13]	内山所左衛門							引渡無之 近江左京組	文化12-08-22	-	-			×
95	[13]	高柴作次郎				20	2		堀田伊勢守組	文化12-08-22	文政5-12-04	-	7.3	病氣につき跡式急養子藤十郎、文政5年27歳	×
96	[13]	依田富次郎				20	2		御天守番之頭風祭求馬組下番	文化13-08-13	文政11-09-25	小普請入	12.2		×
97	[13]	村上近右衛門				30	3		松平石見守組	文化13-09-09	文化14-12-14	小普請入	1.3	祖父近右衛門三代目	○
98	[13]	足立辰三郎				20	4		堀田伊勢守組	文化13-09-09	文政6-03	小普請入	6.5		×
99	[13]	上原富三郎		竹橋番方世話役、鍵役		20	2		諏訪隼人組	文化13-09-09	-	-			×
100	[13]	江波戸市右衛門		組頭						(明和9以前)	寛政7-06	-		倅久四郎へ跡式	○
101	[13]	加用五郎三郎		鍵役、組頭							寛政7-06	-			○
102	[13]	佐藤稲之進									天明6-12-19	小普請入		※享保期に組頭[佐藤稲之進]	○

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
103	[13]	田中権兵衛		番方、鍵役						天明8-04	文化6-05-18	小普請入	21.1	父藤兵衛家督被下置、直玉葉組被 仰付 ※享保期に組頭「田中権兵衛」	○
105	[13]	横山源次右衛門		竹橋番方、鍵役、蔵役						(寛政4以前)					×
106	[13]	斎藤乙之助		竹橋番方、鍵役、組頭							文化8-12-16	進物取次上番			○
107	[13]	長谷川惣五郎		吟味役、組頭						(寛政5以前)					○
108	[13]	菅沼直五郎	十蔵	吟味役、組頭						安永5-12	文政11-12-20	小普請入	52.1	父庄蔵跡式/文政11年75歳 [45][42]	○
109	[13]	藤田十郎右衛門		鍵役、蔵役						(寛政9以前)	文化5-12-26	-		倅和十郎へ跡式	×
110	[13]	野村九兵衛		鍵役、蔵役						(寛政9以前)	文政11-08-24	小普請入			×
111	[13]	大野孝次郎	雄左衛門	番方、鍵役、組頭						寛政9-05-05	天保2-09-16	小普請入	34.4	父四郎左衛門跡式被下置、直玉葉組可相勤	○
112	[13]	山内源次郎								寛政10-07-05				父源太郎跡式	○
113	[13]	村上近右衛門									寛政11-12	隠居		倅へ家督、70才以上50年相勤	×
114	[13]	村上利三郎								寛政11-12-28				父近右衛門隠居家督	○
115	[13]	丹下藤四郎									寛政11-12	小普請入			×
116	[13]	露木三左衛門									寛政12-05-20	隠居		倅七郎次へ家督	○
117	[13]	露木七郎次		千駄ヶ谷蔵定番						寛政12-05-20	文政4-02-30	岸姫君様御侍並	20.8	父三左衛門家督、直千駄ヶ谷御蔵定番	○
118	[13]	横山亀太郎								寛政10-03	寛政12-09	御代官上野四郎三郎手附	2.5	父隠居家督	○
119	[13]	矢部専次郎		番方、鍵役、組頭											×
120	[13]	大塚次郎左衛門									文化6-09	隠居		家督庄次郎へ	×
121	[13]	大塚庄次郎								文化6-09	文化11-07-02	小普請入	4.8	父家督	○
122	[14]	根本茂左衛門		鍵役、蔵役						(文政9以前)					×
123	[14]	大矢善之丞		竹橋番方、同世話役、鍵役、組頭		30	2	引渡無之	小普請組朝比奈河内守組	文化15-03-29				文政10-04-12 評定所書役出役	×
124	[14]	小川鉄蔵		千駄ヶ谷定番							文政12-12-29	小普請入		小川吉次郎倅	○
125	[17]	大柴忠五郎						引渡無之	小普請組石川右近將監組	文化15-03-29					×
126	[17]	井口金次郎						引渡無之	小普請組松平石見守組	文化15-03-29					×
127	[17]	黒谷田五六						引渡有之	小普請組大嶋肥前守組	文化15-03-29	文政2-12-28	小普請入	1.8		×
128	[17]	加留政六	竹多			20	2	引渡無之	小普請組松平内匠頭組	文化15-03-29	文政13-06	小普請入	12.2		×
129	[17]	中村善太郎						引渡無之	小普請組米津小太夫組	文化15-03-29					×
130	[17]	古屋久之丞			30		2	内20石 地方、10俵御蔵米	御留守居宝賀山城守同心	文政1-12-15	文政10-10-28	小普請入	8.9		×
131	[17]	鈴木伝三郎				30	2		小普請組米津小太夫組	文政1-12-15	文政2-12-27	小普請入	1.0		×
132	[17]	平野徳次郎	調平	千駄ヶ谷定番					元御書物同心	文化9-03	文政7-10-08	小普請入	12.6		×
133	[17]	高久岩三郎		和泉蔵定番		30	2		小普請組渡辺阿波守組	文政3-04-24				病氣につき文政3-06-14引渡	×

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
134	[17]	齋藤平左衛門	平右衛門			30	2		小普請小笠原 彈正組	文政3-04-24	文政5-09	小普請入	2.4	病気につき文 政3-08-20引 渡	×
135	[17]	根本兼三郎		鍵役						文政3-12-29				父根本久左衛 門家督	○
136	[17]	岩田驥輔		鍵役						文政5-閏01 -11				岩田周作係、 明跡へ新規被 仰付	○
137	[17]	津川彦四郎		番方		20	2	内5俵御足 高、半人扶 持御足扶 持	御留守居番曾 根内膳組同心	文政5-06-07	文政10-08- 21	小普請入	5.2	足高・足扶持 これまでの通 り/御抱席だ が玉葉組へ人 したため、小 普請入[53] /文政10年70 歳[53]	×
138	[17]	佐藤藤左衛門	亦八			30	2		小普請組渡辺 阿波守組	文政5-06-07	文政11-07- 07	-	6.0	急養子永之進 跡目小普請入	×
139	[17]	紅林喜市郎							小普請組服部 伊賀守組	文政5-06-07					×
140	[17]	茂木彦三郎				25	2		小普請組本多 大和守組	文政5-06-07	文政11-04- 02	小普請入	5.8		×
141	[17]	小原清三郎				30	2		小普請組牧野 内匠頭組	文政5-06-07	文政12-12- 28	小普請入	7.5		×
142	[17]	高柴藤十郎		番方世話役						文政5-12-04				養父高柴作次 郎、如養父時 玉葉組	○
143	[17]	原川金十郎								文政6-04-08				養父原川太郎 左衛門	○
144	[17]	齋藤礼輔		竹橋鉄砲藏番 方	31.09461			内17石7斗 1升9合6勺 1才 地方 14俵1斗7 升5合 御 藏米	小普請組胸木 根大内記組	文政6-07-04	文政6-12-27	小普請入	0.5	齋藤乙之助跡 目	○
145	[17]	吉田金次郎		竹橋鉄砲藏番 方、鍵役	20		2		小普請組服部 伊賀守組	文政6-07-04					×
146	[17]	小崎仁右衛門		竹橋鉄砲藏番 方、鍵役		30	2	内10俵 御 足高	百人組之頭戸 田内蔵助組同 心	文政7-04-25				実病二付五月 三日引渡	×
147	[17]	辻惣兵衛							小普請組神尾 豊後守組	文政7-04-25	文政8-01-29	小普請入	0.8		×
148	[17]	山田金左衛門		鍵役助	8.4		3		小普請組岡部 因幡守組	文政7-04-25	天保1-12-29	小普請入	6.7	山田市之丞跡 目	○
149	[17]	柴田来祐		竹橋藏番方		30	3		小普請組上尾 豊後守組	文政9-03-11	文政13-06	小普請入	4.3	柴田又左衛門 惣領	○
150	[17]	山崎貞五郎		番方		15	2		小普請組石川 民部組	文政9-03-11	文政10-08- 21	小普請入	1.5		×
151	[17]	矢部勝三郎				15	1.5			文政10-11- 17				部屋住勤、矢 部専次郎倅	○
152	[17]	藤田為五郎			46.66052		2	内 16俵1 斗7升5合 藏米、30 石4斗8升5 合5勺2才 地方	石川宮内組	文政10-11- 17	文政12-12- 28	小普請入	2.1	玉葉組大久保 相給同姓和十 郎跡養子	○
153	[17]	幸原象次郎							引渡無之 長井五右衛門 組	文政10-11- 17					×
154	[17]	小泉定八郎				30	2	内 現米5 石御扶持 方30日ニ2 斗5升元高 15俵2斗 5升御扶持 方30日5升 御足	元西丸御裏御 門番之頭小幡 次郎八組同心	文政12-11- 28					×
155	[17]	小田利右衛門				20	1.5	内 10俵御 足高	元御掃除之者	文政12-11- 28					×
156	[17]	長井利兵衛				20	1	内 10俵御 足高 半扶 持 御足扶 持	元御掃除之者	文政12-11- 28					×

No.	初出	名前	改名	内部役職	石	俵	n人扶持	ほか	前職	就任	退任	後職	年数	備考	相続
157	[17]	村磯庄次				20	1	内 5俵 御足高	小普請組浅野隼人組	文政12-11-28					×
158	[17]	早川奥太郎				20	3	内 5俵 御足高	小普請組久世伊勢守明幸組	文政12-11-28					×
159	[17]	浅沼貫次				20	2		小普請組神尾豊後守組	文政12-11-28	文政13-11-24	小普請入	1.0		×
160	[17]	本田安次郎						引渡無之	小普請組佐野豊前守組	文政12-11-28					×
161	[17]	吉田長次郎				20	1.5	内 5俵 御足高	小普請組渡辺甲斐守組	文政12-11-28				但上下格之者ニ候得共依願引下勤被 仰付候/文政13-02-24引渡/武拾俵内之者江其勤候内式拾依持扶持之高ニ御足高被下	×
162	[17]	磯紋吾				20	1	内 8俵 此度御足高	三丸明地御番人	文政13-閏03-05				勤候内式拾依持扶持之高ニ御足高	×
163	[17]	田中忠四郎				20	1.5	内 5俵 此度御足高	小普請組神尾備後守	文政13-閏03-05				勤候内式拾依持扶持之高ニ御足高	×
164	[17]	藤巻壘之助				20	2		小普請組渡辺甲斐守組	文政13-閏03-05					×
165	[17]	瀬川鉄之進				20	1	内 5俵 此度御足高	表小間遣	天保2-05-23					×
166	[17]	須崎金右衛門				20	1.5	内 5俵 此度御足高	表小間遣	天保2-05-23					×
167	[17]	高木鎮平				20	1.5	内 5俵 此度御足高	表小間遣	天保2-05-23					×
168	[17]	高橋三右衛門				20	1.5	内 5俵 此度御足高	御数寄屋御露地之者	天保2-05-23					×
169	[17]	青木金之助				20	1.5	内 10俵 此度御足高	御掃除之者	天保2-05-23					×
170	[17]	波木忠五郎				20	2	内 5俵 此度御足高	小普請組浅野隼人組	天保2-05-23					×
171	[18]	高野孝之助		番方							文化2-11-04	進物取次上番		書物方出役中	×
172	[18]	江波戸久四郎								寛政5	文化3-09	小普請入	13.8	父市右衛門跡式	○
173	[18]	鈴木源左衛門									文化3-12	隠居		倅文次郎江家督	×
174	[18]	鈴木文次郎	庄左衛門	竹橋番方世話役						文化3-12	文政6-03-10	小普請入	16.3	父鈴木源左衛門家督、直玉葉組相勤	○
175	[18]	加用脛平									文化4-06-29	小普請入			○
176	[18]	藤田和十郎								文化5-12-26		小普請入		養父十郎右衛門跡式	○
177	[18]	大野市右衛門		竹橋番方世話役						(文政7以前)					×
178	[36]	田沢幸右衛門		竹橋番方、和泉蔵定番						文化14-12-28				父九右衛門跡式	○
179	[45]	濱田真藏								文政12-04-11	天保2-06-06		2.2	父七郎左衛門家督、跡目濱田金之助/天保2年36歳	○
181	[53]	濱田金之助								天保2-06-06				父真藏跡目/天保2年6歳(実は3歳)	○

※初出欄などの[n]は「玉葉奉行動方」Nonを指す。本表には各「御入人覚」のほか、「勤方」内の別史料から存在が確認できる同心もまとめている。

【表10】 内部役職への補職時期

(1/2)

	就任	竹橋御番方	同世話役	和泉御 藏定番	千駄ヶ谷 御藏定番	御鍵役	御藏役	組頭	退任	備考
癸生川五太夫	宝暦3-12				明和5-08-15					
江波戸市右衛門								明和6-07-18	寛政5	
加用五郎三郎						明和9-06-07		天明6-05	寛政7-06-21	
長谷川惣五郎								寛政5-05-22	寛政8-01-21	
菅沼直五郎	安永5-12							寛政7-06-21	文政11-12-20	寛政7まで吟味役
横山源次右衛門		寛政4まで				寛政4-05-20	寛政9-04-11			
斎藤乙之助		寛政4まで				寛政4-05-20		寛政8-01-21	文化8-12-16	
藤田十郎右衛門						寛政9まで	寛政9-04-11			
野村九兵衛						寛政9まで	寛政9-04-11		文政11-08-24	
田中権兵衛	天明8-04	寛政9まで				寛政9-04-11	文化4-03-10		文化6-05-18	
井田彦三郎	寛政1-07	寛政4まで				寛政4-05-20			寛政4-12	
岩田亀五郎	寛政3-10-05						寛政9まで	文化9-02-02	文政13-08-21	寛政9-04-11吟味役
小川吉次郎	寛政3-10-05			(享和2-06)						
柴田登三郎	寛政3-10-05			文化12まで				文化12-12-25	文政3-02-25	
原川太郎吉	寛政3-10-05					文化4まで	文化4-03-10		文政6-04-08	
濱田七郎左衛門	寛政3-07-06	文化4まで				文化4-03-10	文政7-09-20		文政11-11	
佐藤八右衛門	寛政6-08	寛政9まで				寛政9-04-11	文化6-03-22		文化10	
大野孝次郎	寛政9-05-05	文化6まで				文化6-03-22	文化14-07-23 (助) 文政12-01-27 (本)	文政11-02-20 (助) 文政12-01-27 (本)	天保2-09-16	
矢部専次郎		文化6まで				文化6-03-22	文政7-09-20	天保2-06-28 (助) 天保2-10 (本)		
高野作右衛門	寛政10-06-28	文化4まで				文化4-03-10				
成田万蔵	寛政10-06-28	文化2-間8 (掃番)		享和2-06						
露木七郎次	寛政12-05-20				寛政12-05-20				文政4-02-30	
山田吉五郎	文化1-11-08		文化14-07-23	文政8-11-10		文政7-09-20				
田沢幸右衛門	文化2-11			文化14まで					文化14-12-28	
鈴木文次郎	文化3-12		文化14-07-23						文政6-03-10	
山野三郎兵衛	文化9-01			文化11-07		文化13-04	文政11-04-10			
船場幸吉	文化10-10-09			文化13-05	文政4					
根本茂左衛門						(文政9-10)	(文政13-間03-16)			
亀山喜作			文化14-07-23						文政12-08-20	
高須力之丞	文化11-08-04			文政3-09-03	文政7-10-17					
酒井文五郎	文化11-08-28			文化14-08-20	文政13-01-11					
根本久左衛門	文化12-08-22		文化14-07-23						文政3-12-29	
服部平左衛門					寛政10-07-17	寛政10まで				
服部平左衛門(再勤)	文化12-08-22	文化14まで	文化14-07-23			文化14-07-23		文政11-02-20 (助) 文政13-09-18 (本)	天保2-09-16	
田沢幸右衛門(子)	文化14-12-28	文化14-12-28		文政4-09-27						
大矢善之丞	文化15-03-29	文政1-05-24	文政7-10-27			文政7-12-10 (助) (文政9-10) (本)		天保2-06-21 (助) 天保2-10 (本)		文政1-05-24引渡
加留政六	文化15-03-29	文政1-06-28							文政13-06	文政1-06-28引渡
平野徳次郎					文化9-03				文政7-10-08	
高久岩三郎	文政3-04-24	文政13まで		文政13-01-11						

	就任	竹橋御番方	同世話役	和泉御蔵定番	千駄ヶ谷御蔵定番	御鍵役	御蔵役	組頭	退任	備考
根本兼三郎	文政3-12-29	文政7まで				文政7-09-20(助) 文政8-05-26(本)				
岩田驍輔	文政5-閏01-11		文政10-01-11			文政11-04-10(助) 文政13-閏03-16(本)				
高柴藤十郎	文政5-12-04		文政10-01-11							
斎藤礼輔	文政6-07-04	文政6-07-04							文政6-12-27	
吉田金次郎	文政6-07-04	文政6-07-04				文政11-04-10(助) 文政13-閏03-16(本)				
小嶋仁右衛門	文政7-04-25	文政7-05-03				文政12-05-08(助) 天保2-01-11(本)				5月3日引渡
山田金左衛門	文政7-04-25					文政12-05-08(助)			天保1-12-29	
柴田来祐	文政9-03-11	文政9-03-11							文政13-06	
山崎貞五郎	文政9-03-11	文政9-03-11							文政10-08-21	
大野市右衛門			文政7-10-27							
上原富三郎	文化13-09-09		文政7-10-27			文政11-04-10(助) 文政13-閏03-16(本)				

【表12】 内部役職別前職一覧（「-」は無表記または不明）

役職	前職とその割合
竹橋御番方	- : 8(80.0%)、和泉御蔵定番 : 2(20.0%)
竹橋御番方世話役	- : 9(81.8%)、竹橋御番方 : 2(18.2%)
和泉御蔵定番	- : 6(66.7%)、竹橋御番方 : 2(22.2%)、御鍵役 : 1(11.1%)
千駄ヶ谷御蔵定番	和泉御蔵定番 : 3(42.9%)、- : 3(42.9%)、御鍵役 : 1(14.3%)
吟味役	御蔵役 : 1(100.0%)
御鍵役助	竹橋御番方 : 3(42.9%)、竹橋御番方世話役 : 3(42.9%)、- : 1(14.3%)
御鍵役	竹橋御番方 : 10(41.7%)、御鍵役助 : 6(25.0%)、- : 6(25.0%)、竹橋御番方世話役 : 1(4.2%)、和泉御蔵定番 : 1(4.2%)
御蔵役	御鍵役 : 11(84.6%)、和泉御蔵定番 : 1(7.7%)、- : 1(7.7%)
組頭助	御鍵役 : 2(50.0%)、御蔵役 : 2(50.0%)
組頭	組頭助 : 4(44.4%)、御鍵役 : 2(22.2%)、御蔵役 : 1(11.1%)、吟味役 : 1(11.1%)、- : 1(11.1%)

【表11】 就任から内部役職補職までの年数

役職名	補職迄の年数	人数
竹橋御番方	0.046	9
竹橋御番方世話役	6.302	9
和泉御蔵定番	6.567	8
千駄ヶ谷御蔵定番	7.917	6
吟味役	5.497	1
御鍵役助	6.152	7
御鍵役	9.314	12
御蔵役	18.219	7
組頭助	22.023	2
組頭	21.035	4

【表十一】は、就任時期が明らかになっている者について、各役職へ補職されるまでの年数を算出し、役職ごとに平均を取ったものである。やはり竹橋御番方へは就任とほぼ同時に補職され、以後下に記載された役職になるほど、補職までの年数が大きくなっていることを確認できる。特に御蔵役以下の三職は二〇年近い勤続が必要になり、職務へとりわけ精通していることが求められたことが窺える。鍵役および組頭については「助」のつく見習のような役も設けられている。⁴⁵

【表十】からは次のことも指摘できる。多くの場合において、和泉御蔵定番↓千駄ヶ谷御蔵定番のルートに進んだ者は、御鍵役↓御蔵役↓組頭のルートに進むことはない。これはその逆も然りである。

【表十二】は各役職ごとに、その前に就いていた内部役職をまとめたものである。先程の昇任順序が存在していることがわかるとともに、例えば御鍵役への補職は大半が竹橋御番方からの直接補職であり、そのまま御蔵役へと昇っていることを読み取ることができるだろう。前述のように鉄砲玉薬方には二つの昇進トラックが存在していたと考えられる。それぞれの役職の職務内容が明確でないため、これ以上の考察は困難であるが、二つの役職体系は相互に役職内容や、必要とするスキルを大きく異にしていたと考えられる。

第二節 鉄砲玉薬組における同心層の変容

(一) 同心在職期間の分析

続けて、非役職者を含めた鉄砲玉薬方全体に見られる秩序について【表九】から見てゆきたい。なお、この表の内容は前述するように服部の把握した範囲での記録に限られ、必ずしも組の全貌を示すもので

はない。ただし、任免の時期がともに判明している同心について、その在職期間を重ねると、表に見える人物だけで最大で同時に一九名が在職していた（文化一三（二八一六）〜文政二年（二八一九））ことになる。少なくとも組に属する三六名のうち約半数が記録されていることから、以下では【表九】の内容が組全体の傾向をある程度反映しているものとみなして取り扱う。

さて鉄砲玉薬組同心は譜代席であり、就任者の大半は無役の譜代格御家人が属する小普請組各組からの入人である。さらに後職をみても多くが再度小普請入しており、小普請↓鉄砲玉薬組↓小普請という動態を取っている。

禄高を確認すると、多数を占めるのは三〇俵二人扶持程度で、やはりこちらも平均的といえる。抱席からの就任（No.143津川彦四郎）や、上下格引下勤⁴⁶としてより高い家格から就任したと思われる者（No.160吉田長次郎）については禄高が二〇俵に満たず、不足分が足高として支給されている。

さて、【表九】では任免の時期がともに判明している七九名について、在職期間を示している。その分布を、【図四】に示した。

鉄砲玉薬組へ就任した者の内およそ四分の一（二二名）が三年以内にそのまま組を離れており、五年以内の離職率は約四六％にのぼる。また就任した者の多くは明跡への入人である。同時に明跡への入人を仰せ付けられることも多く、寛政元年（二七八九）七月に十一人が同時に仰せ付けられたほか、その後も文政年間にかけてたびたび八人の同時仰付が確認できる【図五】。表において任免時期のわかる者が最も多く重なっている文政元年（二八一八）に在職した人物に限ってみても、確認できる一九名のうち少なくとも七名は一〇年以内に辞

している。

すなわち、譜代席であるにも関わらず、一定数の席は血縁による職の継承が行われておらず、しかも激しく人員が入れ替わる状況が生まれているのである。

既存の幕府役職研究において、本稿のように同心等の在職期間を統計的に分析したものは管見の限り少なく、類例を求めることは困難である。大坂町奉行所の与力・同心について取り上げた曾根ひろみは、大坂町奉行所の同心（抱席）の定着率の相対的な低さを指摘している。見習中など若いうちに依願して退番する者の多さが際立つという。

しかし、抱席ならばともかく、世襲が保証されているはずの譜代席でこのような事態が起こるのはやはり不可解である。【表九】のデータから、より詳しく検討してみたい。

【表九】にまとめた任免記録には、先述のように家督を継承（跡目）しての就任か否かが示されることがある。「父家督」「父跡式」などと記されている人物、また『勤方』の内容や前述の由緒書の人名【表二】との名字の一致などから玉葉組の家筋にあたることほぼ確実に判断できる人物を抽出し（総称して「相続者」とする）、【表九】の「相続」列に示した。相続者であるか否かは、在職年数と関係するのだろうか。また、内部役職への任命有無とは関係するのだろうか。

まず【表十三―一】において、全体を無役（竹橋番方含む）および役職者に分類した上、最終役職に応じて世話役・（和泉・千駄ヶ谷）御蔵定番・鍵役および蔵役・組頭に小分けし、それぞれの人数を非相続者・相続者別に示した。あわせて非相続・相続者の平均在職年数も示す。

役職についた人数で見れば、相続・非相続者に顕著といえるほどの

【表13-1】各役職における非相続・相続者の人数

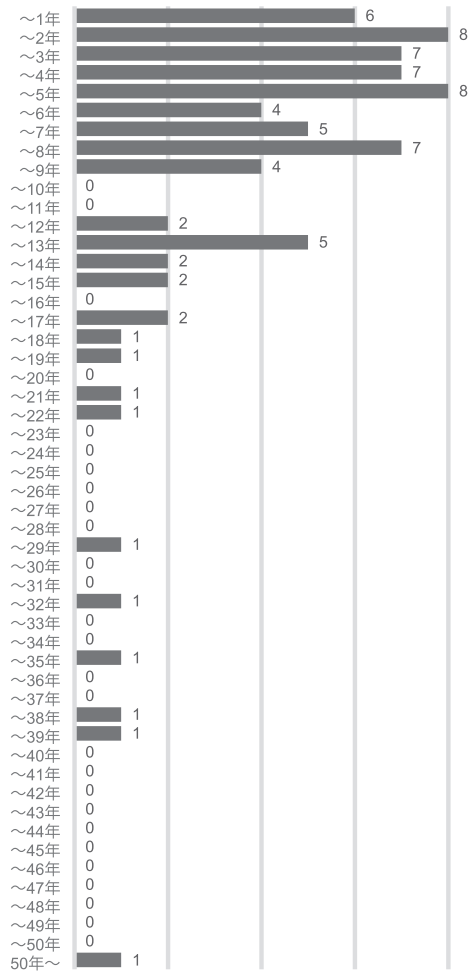
	無役 (竹橋番方)	役職者				平均在職年
		世話役	御蔵定番	鍵・蔵役	組頭	
非相続	106	3	9	13	2	6.825 (54)
相続	25	3	5	6	7	13.404 (25)

【表13-2】各役職および非相続・相続者別の在職年数平均（括弧内は集計対象人数）

	無役 (竹橋番方)	役職者				全体
		世話役	御蔵定番	鍵・蔵役	組頭	
全体	5.384 (61)	10.333 (4)	18.491 (4)	19.225 (7)	41.785 (3)	20.846 (18)
非相続	5.464 (46)	5.334 (2)	17.721 (3)	17.785 (3)	(0)	14.648 (8)
相続	5.137 (15)	15.332 (2)	20.803 (1)	20.305 (4)	41.785 (3)	25.804 (10)

差異はない。一方で、相続者全体の平均在職年数は、非相続者に対して二倍程度となっている。また、記録された相続者四六人のうち二人（約四六％）が役職に就いており、非相続者に比べて世話役以上の役職に就く割合が非常に高いこともわかる。続いて、任免時期が判明

【図4】 鉄砲玉薬組同心在職年数の分布



以上勤続する者もいるが、中央値は三・五年程度と短い。また大半は小普請組へと戻っており、明跡が生じている。

【表十一】で示した内部役職へ就くまでの在職年数を考え合わせれば、こうも言える。組において必要な技能を習得できない人物は、内部役職に就くことはできず、その時点で職を離れることを余儀なくされたのではないだろうか。そして明跡へは順次新たな小普請が入人されるが、中にはたまたま組の職務に適性を示し十数年以上勤続する者も現れた。早期の離職は、鉄砲玉薬方としての技能を保持するために必要な選別過程だったのではないだろうか。

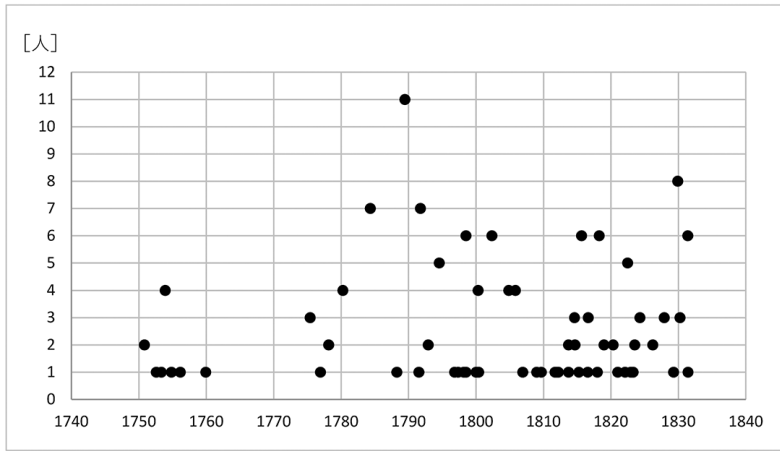
している者に限って、それぞれの在職年数の平均を見てみよう。平均対象となったのはごく少数であり、決して信頼のおける数値ではない。しかし大まかに次の傾向を見て取ることができる。すなわち無役の者の在職年数は相続・非相続に関わらず平均五年程度である。一方で役職者の在職年数はそれよりも大幅に長い。在職者の中で見れば相続者は非相続者よりも若干在職年数が長いが、顕著な差ではない。すなわち、組内で役職に就けるか否かは家筋というよりも、主に在職年数によって判断されていたといえる。

【表十三―二】の相続者行に見えるように、家督を継承した者であっても内部の役職に就くことのないまま、五年程度で辞している。該当する一五名⁽⁴⁸⁾を抽出して確認すると、中には竹橋番方のまま一〇年

対策という側面もある。先行研究で明らかにされているように⁽⁴⁹⁾、近世中期から後期に至る時期、増大しすぎた小普請の存在は幕府の財政上の負担ともなっており、より多くの小普請を職に就け、活用する必然性が存在した。山本英貴氏の整理に基づけば、家綱・吉宗期に各家臣団から旗本の編入が行われた結果、無役旗本が増加し享保年間に幕府は譜代御家人の旗本昇進を制限した。しかし譜代御家人の就職機会も限定されてしまったことで、延享四年（一七四七）には抱席役職への就任を許可するなどしている⁽⁵⁰⁾。

そうした施策にも関わらず、状況は大きく改善しなかった。明和二年（一七六五）、幕府は諸組与力・同心の明跡に入人を願っても「相應之者無之、久々明有之も有之、御入人候ても勤兼候類間々有之哉二

【図5】 就任の時期と人数の分布



候」であるため、格別勤功の者の悴などを明跡に入人することを許している。⁽⁵¹⁾先述の状況は、まさにこの「御入人候でも勤兼候類」にあたとと言える。

だが以降も状況は大きく変わらず、人材活用や小普請の風儀の乱れを防止する観点から、寛政改革において小普請からの積極的人材活用

が図られる。橋本佐保氏の明らかにしたところによれば天明八年（一七八八）には小普請からふさわしい人材を「幾人二而も書上可申候」との登用令が出され、それを機に小普請の役職就任は七倍にも増加したという。⁽⁵³⁾『勤方』から鉄砲玉薬組への就任時期・人数を图示した【図五】からは、玉薬組でもこの時期を境として就任が増加している様子がみてとれる。

以上のように小普請の就職難を背景として、小普請が本来的に就任すべき譜代格の本職へも、より多くの小普請を就任させる強い社会的要請が存在したと考えられる。しかし就任が行われたとしても、少なくとも鉄砲玉薬方においては「勤兼候」という状況は本質的に変わっていないかったことを、この事例から指摘することができる。

（二）譜代家筋の離脱と拝領町屋敷

そもそも、明跡はなぜ生じるに至ったのだろうか。第一章で述べた通り、鉄砲玉薬組は宝永年間頃までは近世初期以来の家筋によって世襲されていたはずである。そうした組のあり方は、近世中期以降どのように変化したのだろうか。

その理由として考えられるのは、同心の昇進である。次の【史料五】は、【表九】No.81として見える谷藤左衛門の拝領町屋敷の土地に関する記述である。

【史料五】『玉葉奉行動方』No.51「〔谷藤左衛門遠島につき拝領地上地〕」

小普請組

拝領町屋敷 太田内蔵頭組

四ッ谷御筆筒町 谷藤左衛門

右藤左衛門先祖玉葉組元組之者二而、天正十二申年三州賀茂郡二而罷在、伊勢松ヶ崎御陣之刻榊原小兵衛手二而玉葉組相勤、同十八寅年閏東 御入国之砌同十九年地方并町屋敷拝領任五代目□祖谷藤兵衛・且高祖父谷善吉十郎迄如父時玉葉組相勤罷在候処、吉十郎義元文二巳年十一月十七日小普請組セ世話被 仰付、内藤越前守組セ世話二罷成、延享三寅年支配勘定被 仰付、安永二巳年三月十二日病死仕、曾祖父谷清五郎并祖父谷吉之丞・父谷吉十郎迄小普請二而右吉十郎寛政十年五月二日西丸□広鋪伊賀者引下ケ勤被 仰付相勤、病氣二付享和二戌年八月小普請入奉願、同年九月晦日願之通被 仰付、文化九申年十一月廿六日願之通隱居被 仰付、谷藤左衛門江家督被下置、如父時小普請組奥田主馬組之節、文化十四年十月九日御鉄砲玉葉組江御入人被 仰付相勤、病氣二付同年閏十一月願之通小普請入被 仰付、小普請組太田内蔵頭組之節、文政九戌年四月十九日藤左衛門揚屋江被逐御吟味、一件落着同十二月三日遠嶋被 仰付、同月十九日拝領町屋敷上り地二相成、町奉行江引渡有之、翌亥年六月廿三日拝領主江引渡有之、御細工同心青木伝蔵・松本鉉次郎右両人江拝領被仰付候、坪数五拾坪余之所式拾五坪余宛被下候

谷家は前掲の由緒書によれば、三河から召し抱えられた家康代以来の鉄砲玉葉同心の家であり、四ッ谷御筆筒町に拝領町屋敷を有した。谷藤左衛門の高祖父にあたる善吉十郎までは玉葉組同心の地位を世襲しているが、吉十郎の代に小普請組世話役を経て支配勘定（譜代席、

一〇〇俵高）にまで出世した。しかしその地位を継ぐことはできず、父吉十郎の代には西丸御広敷伊賀之者（譜代席、三〇俵二人扶持）へ引下ケ勤（家格を維持したまま、本来の席より低い役職へ付くこと）するに至っている。そして藤左衛門の代になり、谷家は鉄砲玉葉組へと戻ってきたのであった。

この例に代表されるように、かつて鉄砲玉葉組に属した同心の多くは、機会を得てより高い格の職へと移っていった。勝海舟が継ぐことになる勝家もまた三河以来の鉄砲玉葉組の家で、元禄年間に勝市郎右衛門が組頭を勤めたが、第四代市郎右衛門が鉄砲玉葉同心から表火番・支配勘定を経て宝暦二年に材木石奉行へ進んだことにより旗本に⁽⁵⁵⁾列し、その家格を幕末まで継承している。

ところで、第一章で取り上げた由緒書によれば、近世初期に鉄砲玉葉組同心五四名は江戸府内・近郊の三ヶ所に屋敷を拝領していた。二五名は天正一九年（一五九一）に四谷に屋敷を拝領しており、これは朝鮮出兵に伴って町家化を許され、拝領町屋敷となった。これは原則的には武家地でありながらも町人へ貸して町並みを形成することが公に許された土地であり、⁽⁵⁶⁾後の四谷御筆筒町にあたる。そのほか二五名は大久保村内の知行所へ居住したが、これらは「手作畑」とされ自ら耕作を行うこととされた。ただし実際には組屋敷に近く、近世後期には「大久保御筆筒町」とも呼ばれた。⁽⁵⁷⁾またその他四名は四谷坂町に拝領町屋敷を与えられていた。伊賀者にルーツをもつ服部平左衛門も四ッ谷御筆筒町に拝領屋敷を保有し、長屋を経営していたことが『玉葉奉行動方』から判明する。⁽⁵⁹⁾

この拝領町屋敷は、『史料五』の谷藤左衛門の例で彼が「御咎」となるまで上地にならなかつたように、組を離れた場合でも上地となら

⁽⁶⁰⁾ず、所持し続けることができた。かなり後の時代とはなるが、安政三年の幕臣土地調査の結果をまとめた『諸向地面取調書』を参照すると、本来の拝領町屋敷である四谷周辺に土地を所持している者は数えるほどに過ぎず、全体として屋敷の分布は散っている。つまり、幕末期までには家康以来の家系は組から離脱するか、さもなくば土地を手放していたのである。

鉄砲玉薬組同心の役高は、【表九】に見える通り、三〇俵二人扶持程度である。この額は譜代席役職としては低いレベルといえ、職を離れても拝領町屋敷を保持し続け地代収入を得られるとあれば、より役高の大きい職へ移ることを躊躇する理由はない。谷や勝家の例のように、近世中期以降の御家人困窮化のなかで機会を得た者は、鉄砲玉薬組の内にも少なからず存在したのではないだろうか。そうした事情のため、家康以来の同心は次第に姿を消し、近世後期までに一定数の明跡が生じるに至ったのではないだろうか。しかしこれは、家康以来の秘伝を世襲すべき技能職である鉄砲玉薬組において、その技術の継承を危うくする危機でもあった。

さて【表十三―一】において、組頭に限っては特に就任者が相続者に偏っていることを指摘できる。組頭は先述のように、「目無し分鈍」の管理や秤への刻み込みなど、特に組の由緒の根幹に関わる秘伝を司っていた。【表十四】は『武鑑』に記載のある鉄砲玉薬組頭をまとめたものである。住所が記載されることがあり、近世中期の組頭は多くは前記の拝領町屋敷等に居住していたことが確認できる。すなわち、組頭に限っては相続者の中でも、特に家康以来の由緒を持つ家に就任者が限られていたと思われる。しかし一九世紀に入る頃から、それ以外へ居住する者も見られるようになる。

このように、近世初期から將軍に由来する秘伝を世襲して継承する「技能職」であった鉄砲玉薬組には近世中期以降、家康以来の同心の離脱という事態が生じた。そしてその影響は、近世後期には組頭層にまで及んだのである。

おわりに

以上、幕府の直属軍事力への弾薬供給を担った役職である鉄砲玉薬方に着目し、『玉薬奉行勤方』を用いながら、組の形成過程と根幹を成した由緒、実際に果たした役割を検討し、その上で同心の任免記録から役職の任用秩序や同心層自体の変容を明らかにした。以上の作業によって、鉄砲玉薬方の機能に即し、鉄砲玉薬組同心のあり方を具体的に検討することができた。

鉄砲玉薬方は家康に供奉した大筭筭組に起源を持ち、寛永年間には將軍秘伝の火薬製造法を伝えられ、火薬を製造する役職としてのあり方が確立した。一七世紀後半には鉄砲筭筭奉行と職制上も分離し、鉄砲玉薬方は譜代席として秘伝を相伝する役割を自任し、組同心は世襲によってそのあり方を保っていた。

しかし近世中期以降、組同心の内からはより格の高い職へ移ることで離脱する者も現れ、組の内に明跡が生じるに至った。明跡へは小普請からの入人もあったが、多くは短期で職を離れてしまった。このようなか、最も主要な役割といえる諸組への火薬供給「大渡」において、火薬・鉛の両方、のち鉛のみが「代金渡」となるような事態も生じ、また長年の相伝の中で、火薬割合割合が秘伝から変わってしまうという、組の根幹に関わるような事件も起きている。これらはまさに、組

【表14】『武鑑』に見える鉄砲玉葉組頭の人名と住所

名	高	住所	須原屋武鑑	年数	出雲寺武鑑	年数
池田平助	70石	大クホ	享保2～享保16	15	-	-
田中権兵衛	65石	大クホ	享保2～享保11	10	-	-
佐藤稲之進	-	-	享保12～享保16	5	-	-
佐藤八左衛門	48石	四ツヤ	享保17～寛保4	13	-	-
鈴木新介	48石	四ツヤ	享保17～寛保1	10	-	-
鈴木六左衛門	48石	四谷	寛保2～宝暦9	18	-	-
船場金七郎	48石	よつや	延享2～宝暦9	15	-	-
三浦定四郎	40表	四やたんす丁	宝暦10～宝暦11	2	宝暦10～宝暦11	2
岩田惣左衛門	40表	四やたんす丁	宝暦10～寛政4	33	宝暦10～寛政6	35
高野作右衛門	40表	四谷新やしき	宝暦12～寛政4	31	宝暦12～明和4 天明8～寛政6	6 7
服部平左衛門	-	四やたんす丁	-	-	明和7～天明5	16
長谷川惣五郎	40石	四谷坂丁	寛政5～寛政12	8	-	-
加用五郎三郎	50石	四谷たんす丁	寛政5～寛政12	8	-	-
菅沼直五郎（十歳）	-	大くほ御たんす丁	享和1～文政12	29	～文政13	-
齋藤乙之助	-	あざふりうど丁	享和1～文化8	11	-	-
岩田周作（脩作）	-	四谷御たんす丁	文化11～文政13	17	～文政13	-
大野雄左衛門	-	大久保大草やしき	文政13～天保3	3	-	-
服部平左衛門	-	大くほ天じんよこ丁	天保2～天保3	2	-	-
大屋善次郎（善之丞）	-	大久保大くさやしき〔須〕 牛込南御かち丁〔出〕	天保4～天保13	10	天保7～天保10	4
矢部専次郎	-	大くほ天じんよこ丁〔須〕 牛込中さと〔出〕	天保4～天保13	10	天保7～天保14	8
吉田金兵衛	-	赤坂やけん坂ふくろ丁	-	-	天保14	1
高木鎮平	-	千駄ヶ谷〔須〕 千駄ヶ谷ゑんせうくら〔出〕	天保14～	-	弘化2～	-
鈴木忠左衛門	-	赤坂くろくわ谷 →下谷二長丁	天保14～	-	天保14～	-
船場幸吉【組頭介】	-	千だがや	-	-	天保7～8	2
船場大介【組頭介】	-	青山千だがや→四谷浄雲寺	-	-	天保9～14	5

同心層の変容によって起きた事態と言えるだろう。

寛政年間以降には小普請の人余りという事情もあって、さらに多くの入人が続いたが、しかし状況は変化しなかった。幕府は抱席への就任を認めるなど、譜代小普請を優先して役職に就ける政策をとっていた。

譜代の役職である鉄砲玉葉方にはその中で特に多くの小普請を入れる社会的要請があったと思われるが、しかし技能が求められたことによるものか、以後も勤続年数は短いものに留まった。譜代の役職であるがゆえの矛盾する事態ということもできるだろう。

そうした中で鉄砲玉葉方は文化・文政期には対外危機に応じた臨時の火薬調合の役割を果たしている。しかし同じ時期には、組の秘伝の中核を伝えるべき組頭にまで変容が及んだ。多くの小普請の中から人材が選別されたことよって火薬供給という機能自体は一定程度保たれていたものの、一方で組の由緒の保持は時代の流れの中で大きな危機に直面していたと解釈することができるだろう。『玉葉奉行動方』がこの時期に編纂され、そして秘伝の調合法を最後

として記述を終えているのは、あるいはそれに抗おうとする意思の現れなのかもしれない。

ところで、幕末期に鉄砲玉薬方は大きな変革を迫られる。ペリー来航に際してその製造能力は必要量を満たし得ないことを露呈し、また幕府番方への西洋流の導入に伴って、鉄砲玉薬方においても西洋流火薬製造技術の導入が急務となったのである。その詳しい動向は別稿にて検討する予定であるが、新たな人材の導入、同心の大幅な増員、職務範囲の拡大などを経て旧来の組のあり方は大きな変化を迫られることになる。今回の作業を基礎として、幕末期に至る時期において鉄砲玉薬組の同心たちが変化をどう捉え、変化にどう適応していったのか、人的な面から検討してゆくことが必要である。

註

- (1) 鈴木寿校訂『御家人分限帳』（近藤出版社、一九八四年）。正徳二年（一七二二）頃の数字。
- (2) 馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について―八王子千人同心を事例として―」（『古文書研究』三六号、一九九二年）、松本良太「近世後期の武士身分と都市社会―「下級武士」の問題を中心に」（『歴史学研究』七一六号、一九九八年。のち同『武家奉公人と都市社会』校倉書房、二〇一七年）
- (3) 主なものとして、松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂 江戸時代制度の研究』（柏書房、一九七一年。原著は一九一九年発行）、高柳金芳『江戸時代御家人の生活』（雄山閣出版、一九七六年）、新見吉治『旗本』（吉川弘文館、一九七七年）
- (4) 曾根ひろみ「与力・同心」論―十八世紀後半の大坂町奉行所

を中心に―」（『論集〈神戸大学教養部〉』四〇号、一九八七年）、田原昇「江戸幕府御家人の抱入と暇―町奉行所同心を事例に―」（『日本歴史』六七七号、二〇〇四年）、南和男「江戸の町奉行」（吉川弘文館、二〇〇五年）、山本英貴「江戸幕府御家人の任用制と役職構造―近世後期の闕所物奉行手代を事例として―」（『論集 きんせい』三〇号、二〇〇八年）。このほか、本稿入稿の直後に戸森麻衣子『江戸幕府の御家人』（東京堂出版、二〇二一年）が刊行され、御家人全般について具体例を交えつつ総合的に存在形態を明らかにした。なお諸藩における「下級武士」の研究動向については、布施健治『下級武士と幕末明治』（岩田書院、二〇〇六年）の研究整理を参照。

- (5) 前掲松平氏著書・山本氏論文
- (6) 御家人は相続が許される譜代席・二半場席と、そうでない抱席に分けられる。無役の譜代席は旗本と同様に小普請組に所属した（大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年）。譜代席御家人職については、特殊な例ではあるものの田原昇「江戸城内の運営と「五役」―「新古改撰誌記」より―」（『東京都江戸城内博物館研究報告』一二号、二〇〇六年）・高橋喜子「田沼時代における下級幕臣―目付支配無役に注目して―」（『人間文化創成科学論叢』一九巻、二〇一七年）が江戸城内の下働きを行う「五役」と、無役の五役などが編入される「目付支配無役」について明らかにしている。
- (7) 牧原成征「下級幕臣団の江戸城下集住」（木村直樹・牧原成征編『十七世紀日本の秩序形成』吉川弘文館、二〇一八年）
- (8) 第七門七〇三号。分類番号は神宮司庁編『神宮文庫所蔵和書総

目録」(戎光祥出版、二〇〇五年)に従う。

- (9) 国文学研究資料館「蔵書印データベース」による(http://dbrec.nijl.ac.jp/CSDB_68785)。
- (10) 「古事類苑編纂事歴」(『古事類苑索引巻』神宮司庁、大正三年)
- (11) 中西崇「鉄砲玉葉奉行」(大石学『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年)
- (12) 北村陽子「公儀御用鉄砲師と幕末―厩家を例として―」(『歴史評論』五四七号、一九九五年)
- (13) 大石学「江戸周辺の軍事施設千駄ヶ谷焰硝蔵―近代首都圏形成の一前提」(同『享保改革の地域政策』吉川弘文館、一九九六年)
- (14) 『吏徴下』(『古事類苑』官位部洋巻三、一二三三頁)。なお『東職記聞』では四二人、『明良帯録』では三四人とする(同一二三〇頁)。
- (15) 国立公文書館内閣文庫所蔵『大箆笥玉葉組御由緒書上』(請求番号一五七―〇一九五)。甲府藩主だった家宣の世嗣に伴い甲府藩士多数が幕臣となるなど幕臣の数が急増する中、幕府の調査に對し、譜代の筋目を主張したのがこの由緒書である(以上、前掲牧原論文)。
- (16) 中西崇「鉄砲箆笥奉行」(前掲『江戸幕府大事典』)
- (17) 江戸幕府の奥右筆を務めた向山源太夫(誠齋)により弘化二年(一八四五)に編纂された(『国史大辞典』)。
- (18) 『吏徴別録 下』(『統々群書類従』第七 法制部二、七七頁)
- (19) 幕臣根岸衛奮が天保八年(一八三七)〜安政五年(一八五八)

にかけて編纂した江戸幕府諸役人任免記。のちに慶応年間まで加筆された(以上、『国史大辞典』)。

- (20) 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』一〜七巻(東洋書林、一九九六〜七年)による。役職武鑑の性格については、同書解題および藤實久美子『武鑑出版と近世社会』(東洋書林、一九九九年)を参照。
- (21) 森川兵左衛門、曲測助之丞、山本新五左衛門、伴権右衛門、本多四郎左衛門、小林平助、小笠原金兵衛
- (22) 『有徳院殿御実紀』
- (23) 『玉葉奉行勤方』No.54「(三品調合法・目無秤および建試蓋物の使用法)」
- (24) この記述は、川越重昌「幕府の和泉新田焰硝蔵復元素描」(『銃砲史研究』四七八号、一九八七年)における絵図からの復元とも一致する。
- (25) 御塩硝蔵御掃除之者。給金二両二分一人扶持、抱席。鉄砲玉葉奉行支配(『吏徴 下』)。
- (26) 国立公文書館内閣文庫所蔵『御船具御武器類書上』(請求番号一五四―〇〇三一)第五冊『玉葉方御預御武器類御有高調帳』
- (27) No.8「千駄ヶ谷御蔵覚」・No.9「坪数覚」
- (28) No.4「和泉御蔵始り之事」。宝暦三年(一七五三)に一之蔵・四之蔵を増築し、『表四』の規模となった。
- (29) 拙稿「鉄砲稽古・火薬規制と『江戸十里四方』」(東京大学史料編纂所研究成果報告書『変動期の政治社会と海洋知』所収、二〇二〇年)、桑原功一「享保改革期における江戸周辺銃砲稽古体制の確立」(関東近世史研究会編『関東近世史研究論集3幕政・藩

政』岩田書院、二〇一二年)

(30) この他、表向きではないものの必要に応じて諸組が民間から火薬を調達することはあり、享保年間に江戸の商人から購入した記録がのこる(本多俊治家(旧高井家)文書「塩焔商売由緒録」。

東京都新宿区教育委員会編『新宿区文化財総合調査報告書(5)』(新宿区、一九八〇年)に収録)。この商人は、鉄砲玉薬方から駒場での調練における現地での火薬調合を委託されている。また独自の秘伝を持つ鉄砲方も、必要分を独自に調達していたと思われる。

(31) 横山輝樹『徳川吉宗の武芸奨励―近世中期の旗本強化策』思文閣出版、二〇一七年

(32) 『玉葉奉行勤方』No.55に記された計算法では、稽古における一日あたりの消費量を一人三発分三匁九分と見積もっている。諸組へ渡すのは通常八八日分であり(寛延二年より半減され四四日分となる(No.6)、一年の消費量は一人あたり三四〇匁あまりとなる。よって、二〇〇〇貫目を二年で消費するために必要な稽古人数は、およそ三〇〇〇人に相当する。

(33) No.54「(三品調合法・目無秤および建試蓋物の使用法)」

(34) 同右

(35) 『玉葉奉行勤方』No.33「(蝦夷地・大坂・房州等御用のため調査・硫黄など調達記録)」

(36) なお『武鑑』には御用達「焔硝方」として堺の火薬商人高三善右衛門の名前が記される。しかし弘化四年に大坂町奉行が善右衛門に「焔硝方」の由緒を問いただした際の返答によれば、かつて天正十年に家康が堺へ滞在した際に饗応し伊賀越えにも従ったこ

とから火薬販売の免許を得た由緒によるもので、当時幕府御用は請けていなかった。またその際の問い合わせに鉄砲玉薬奉行は「鉄砲薬之義、乍恐(台頭)神祖御伝法御秘事調合之品故[:]」外向方調査御買上三可相成筋無御座候」とも回答している(以上、『嘉永撰要類集第七十三ノ上附録 四之冊』(国立国会図書館デジタルコレクション。永続的識別子info:ndjlp/pid/2572972/二六コマ))

(37) 前掲『御船具御武器類書上』第六冊『御鉄砲御筆筒奉行御預御鉄砲并御鉄砲之諸具御有高』

(38) 国立公文書館内閣文庫所蔵『御用達町人由緒』(請求番号一五七―〇二一)中「胝惣八郎由緒書」。胝家については前掲北村氏論文のほか、北村陽子「江戸下町鍛冶胝家資料の紹介」(『銃砲史研究』二四六号、一九九三年)・同「日本橋鉄砲町と胝惣八郎」(『銃砲史研究』二五四号、一九九三年)などを参照。

(39) 国立公文書館内閣文庫所蔵『諸向地面取調査』(請求番号一五一一―〇二四六)第一冊

(40) 所荘吉「国友鉄砲鍛冶年寄制度の研究」(『銃砲史研究』三七号、一九七二年)。なお、局面によって国友鍛冶らは「鉄砲方支配」を名乗ることもあった。

(41) 所荘吉「国友資料による鉄砲の価格について」(『銃砲史研究』三四号、一九七一年)

(42) 森泰樹『杉並郷土史叢書2 杉並歴史探訪』杉並郷土史会、一九七五年

(43) 『表八』にまとめた一七九名のうち、任免時期がともに記録されているのは七九名、就任時期のみが八一名、退任時期のみが一

五名、ともに記録されていない（人名のみ）のが四名である。

- (44) 【表八】では字数の都合から「御」を機械的に省いている。
- (45) 組頭助は文政十一年に当時の組頭の病気を理由として「新例」
として新設され、服部平左衛門（御鍵役）・大野雄左衛門（孝次
郎、御蔵役）が補職された。両者は前任の組頭が病気のため勤務
困難であったことによるが、後にはほぼ常置された。
- (46) 前掲山本論文を参照。
- (47) 前掲曾根論文
- (48) 【表九】のNo.16、21、35、43、75、77、81、97、118、121、144、
149、152、172、179。
- (49) 前掲山本論文、高澤憲治「寛政三年ノ家格令ノ勘定所統制」
（児玉幸多先生古希記念会『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一
九八三年。のち高澤『松平定信政権と寛政改革』清文堂出版、二
〇〇八年）
- (50) 以上、前掲山本論文
- (51) 高柳貞蔵・石井良助編『天明御触書集成』（岩波書店、一九三
六年）一八八五号。『玉葉奉行勤方』にも関係する記事があり、
例えばNo.17中によれば文政五年に組頭岩田周作の子・驛輔が新規
に明跡に仰せ付けられている。ただ事前に候補者を書き上げて提
出する際に二〇年以上勤続が条件とされるなど、条件は厳しいも
のであった。
- (52) 司法大臣官房庶務課編『徳川禁令考』第二帙（吉川弘文館、一
九三一年）三五九―三六〇頁。「書上」は小普請の役職就任を推
薦する手続きを指す。
- (53) 橋本佐保「寛政改革期における小普請組の制度改革」（『史苑』

七三巻一号、二〇一三年）

- (54) 『玉葉奉行勤方』No.25「先規地方無之地方拝領之訳」
- (55) 『寛政重修諸家譜』
- (56) 宮崎勝美「江戸の土地―大名・幕臣の土地問題」（吉田伸之編
『日本の近世 第九巻 都市の時代』中央公論社、一九九二年）
- (57) 前掲牧原論文
- (58) 『玉葉奉行勤方』No.38「拝領町屋鋪之訳」によれば、先祖服部
善左衛門が天正十九年に四谷筆筒町に町屋敷を拝領している。No.
54「三品調合法・目無秤および建試蓋物の使用法」によれば
『勤方』を記した服部平左衛門は八代目であるという。
- (59) 『玉葉奉行勤方』No.47、No.52
- (60) なお、同心が組頭となった場合には拝領町屋敷は上ヶ地となる
慣例だったようだ。ただその場合は一時的に組持となるに留まり、
子孫へ継承することができた。
- *本稿は、JSPS科研費「幕末期の軍需物資市場と近世在来技術」
(20J14893)の成果の一部である。